

狂犬病発生時対応マニュアル

平成19年9月(平成21年3月31日改正)
東京都動物由来感染症関係局連絡調整会議

はじめに

わが国では、「狂犬病予防法（1950年制定）」により全国的な犬の狂犬病対策を推進し、1957年に本病を根絶しました。しかし、海外に目をむけると、今なお、狂犬病により年間約5万人の人が亡くなっています。なかでも隣国であるアジア諸国においては、いまだに犬の狂犬病が制圧されておらず大きな問題となっています。

昨年11月にはフィリピンで狂犬病ウイルスに感染し帰国した人が、国内で発症後死亡するという事例が2例続けて発生しました。国内での狂犬病患者の発生事例は36年ぶりであり、立て続けに発症したことに加え、発症すればほぼ100%死亡するという事実が都民に大きな衝撃を与えました。

流通の国際化が進み、年間多くの人や動物が国内外を往来する現実において、都内に狂犬病及び様々な動物由来感染症が持ち込まれる可能性も否定できません。

これらのこと踏まえ、都では動物由来感染症の発生に備えた防疫体制の充実と強化、その発生時のまん延防止のため、関係各局間の協議機関として昨年「動物由来感染症関係局連絡調整会議」を設置しました。

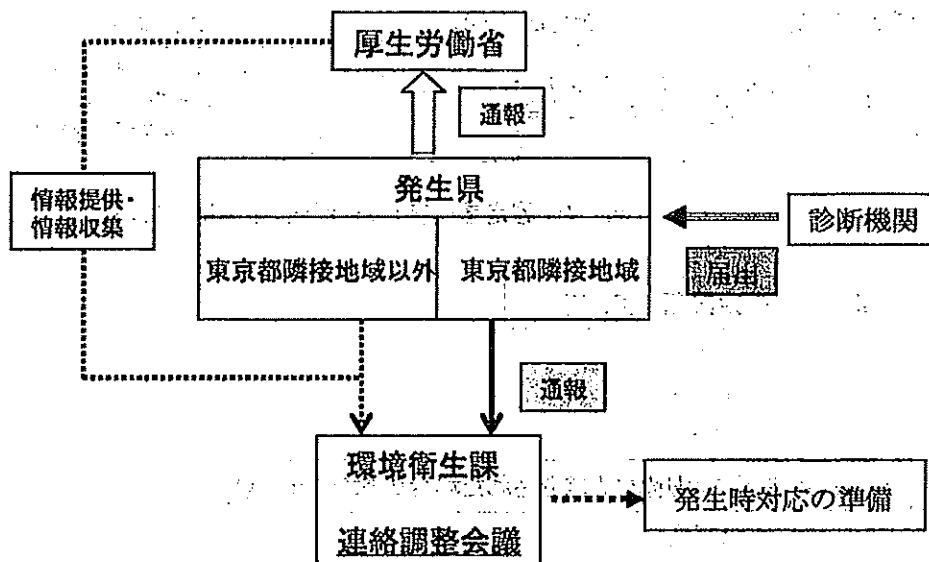
本マニュアルは、当該会議において関係局との検討を行うとともに、厚生労働省の「狂犬病ガイドライン2001」に準拠して作成したものであり、国内（東京都以外）および東京都内で狂犬病が発生、又は発生の疑いが探知された場合の関係機関との連携及び狂犬病予防法等に基づく具体的な対応策を記した内容となっています。

今後、狂犬病発生を想定した訓練等を通じて、マニュアルの内容等を検証し、都内の実情を踏まえた実践的な内容としていきたいと考えています。

目次

I 国内（東京都以外）における狂犬病発生時の対応	1
II 東京都内における狂犬病の発生から収束までの対応	2
III 東京都内における狂犬病疑い発生時の対応	
1 狂犬病の疑いのある動物または人の発見から確定診断前までの対応	
対応 A 動物病院・動物愛護相談センター・動物の所有者が発見した場合	3
対応 B 野外（野生動物・放浪動物）で発見した場合	8
対応 C 医療機関で発見した場合（狂犬病ウイルス感染の疑いのある者への対応）	11
2 確定診断前における連絡体制	14
3 確定診断について	17
4 広報について	18
IV 確定診断により陽性と診断された場合の対応	19
V 事態の収束（連絡会議の解散）	24
VI 平常時の対応（予防対策）	25
【様式】	
様式1－1 狂犬病疑い動物についての聞き取り調査票	27
様式1－2 咬傷事故等があった場合の聞き取り調査票	28
様式1－3 咬傷事故等があった場合の聞き取り調査票（被害者用）	29
様式1－4 狂犬病疑い動物との接触のあった動物についての聞き取り調査	30
様式2 動物の保管依頼書	31
様式3 狂犬病（疑似）発見報告書	32
参考資料	
参考資料1 犬の狂犬病について	33
参考資料2 疑似段階での動物の確保処理	35
参考資料3 疑狂犬病発生に関する告示案	36
参考資料4 狂犬病Q&A	37
参考資料5 動物由来感染症関係局連絡調整会議設置要綱	41
参考資料6 関係局連絡先	44

I 国内（東京都以外）における狂犬病発生時の対応

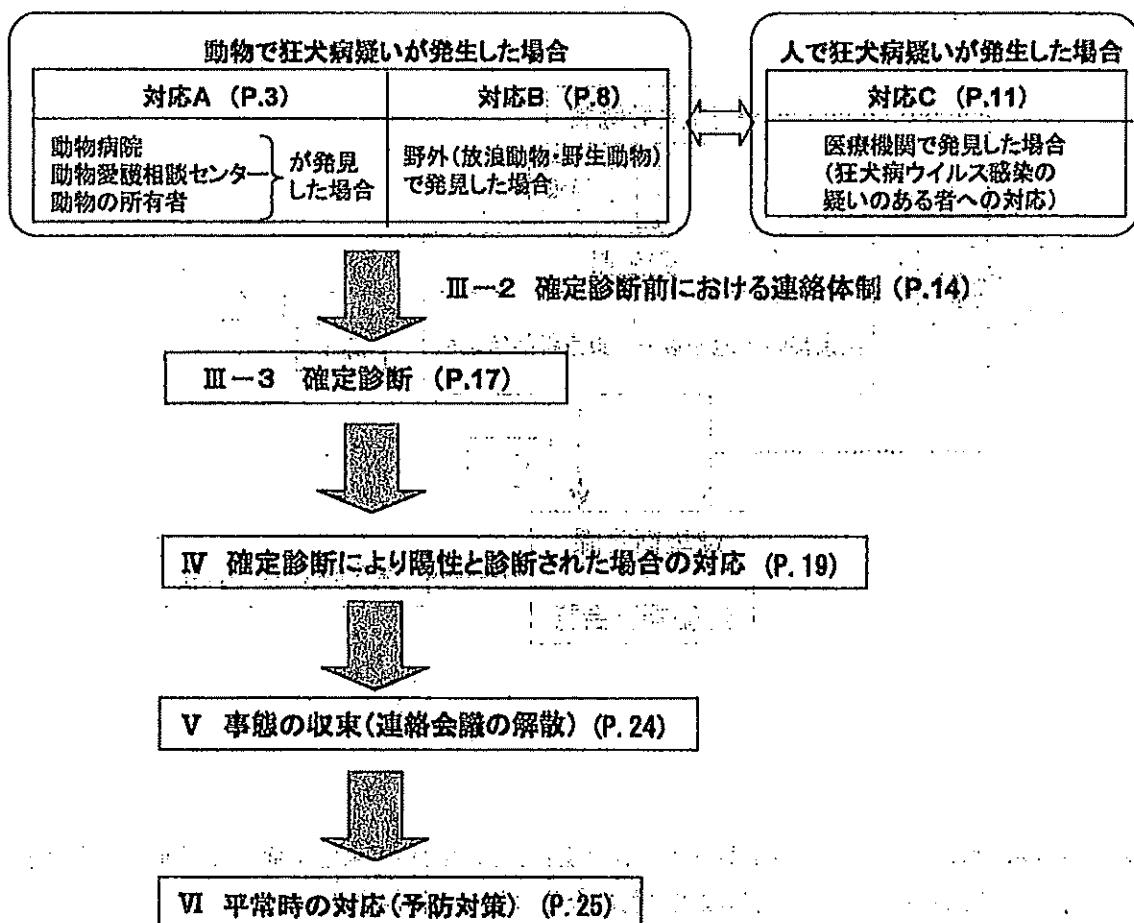


国内の動物において狂犬病の発生が認められた場合、都は動物由来感染症関係局連絡調整会議（参考4ページ：1(1)）を開催し、情報収集に努め今後の対応を検討する。

<検討事項>

- 1 国及び発生県からの情報収集
 - 2 関係局での情報の共有
 - 3 都内で発生した場合の対応準備
- 都内で発生した場合に備え、連絡会の設置の検討及び現地本部の設置準備等を行う。
- 4 飼養者への注意喚起
 - 5 都民への情報提供

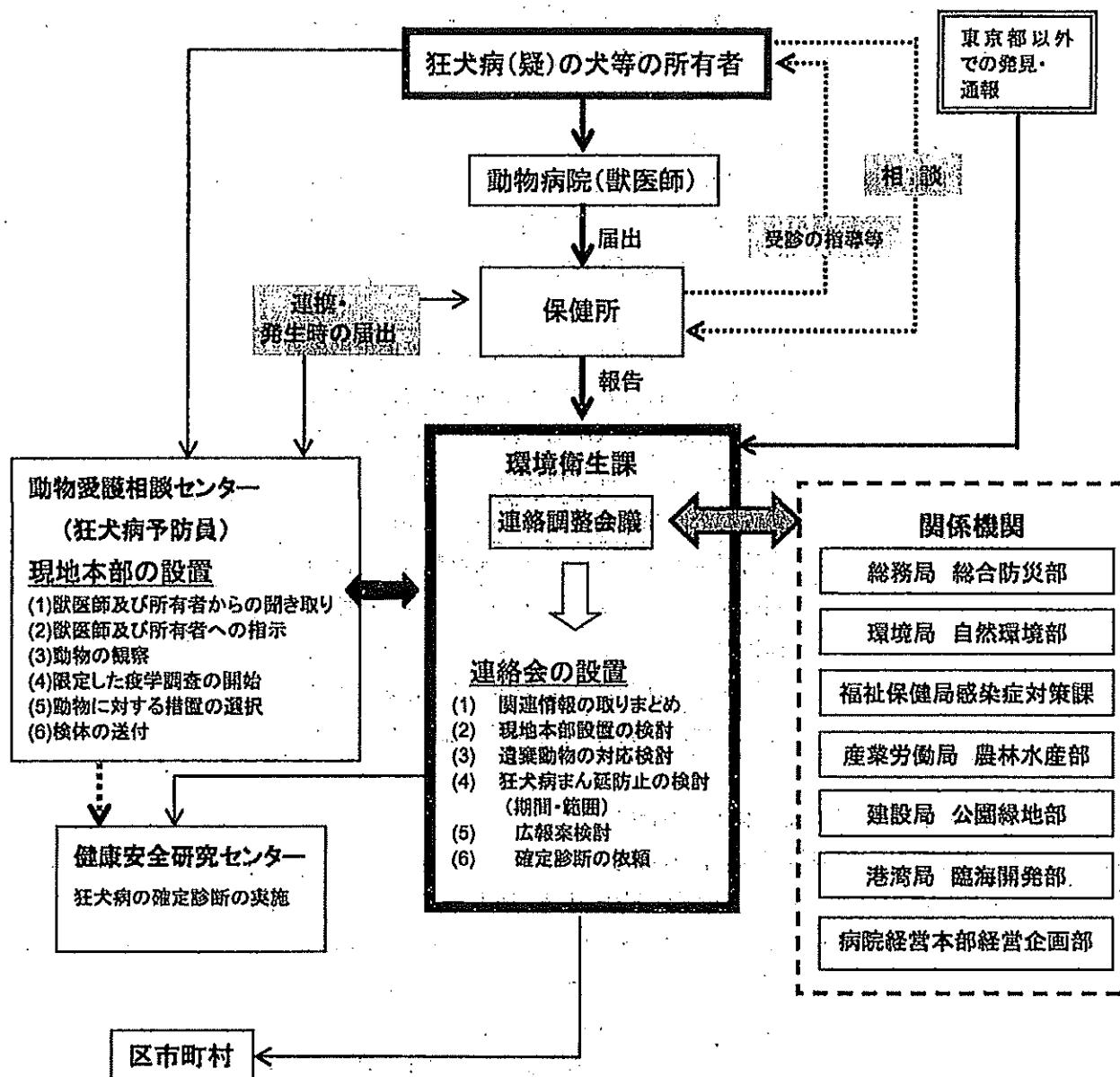
II 東京都内における狂犬病の発生から収束までの対応



III 東京都内における狂犬病疑い発生時の対応

1 狂犬病の疑いのある動物又は人の発見から確定診断前までの対応

対応A 動物病院・動物愛護相談センター・動物の所有者が発見した場合
(フローチャート)



※人に対する措置（当該保健所及び感染症対策課担当）

疫学調査の結果により咬傷被害者等が認められた場合、医療機関の調整対応（感染リスクの確認）

〈対応 A の詳細〉

1. 警戒体制の強化

(1) 東京都動物由来感染症関係局連絡調整会議の開催

関係局間での情報の共有化に努め、今後の体制について協議するため、東京都動物由来感染症関係局連絡調整会議（以下、「連絡調整会議」という。）を開催する。連絡調整会議の会長は福祉保健局健康安全部環境衛生課長とする。

連絡調整会議の構成は、「動物由来感染症関係局連絡調整会議設置要綱（18福保健衛第779号）」に掲げる職に当たる者をもって構成する（4.1ページ：参考資料5）。

(2) 東京都狂犬病対策連絡会の設置

環境衛生課に東京都狂犬病対策連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。連絡会会长は福祉保健局健康安全部環境衛生課長とする。連絡会は連絡調整会議の部会に相当する。連絡会構成員は下表の他、連絡会会长が発生状況等を考慮し召集することができる。

連絡会の構成	環境局自然環境部計画課鳥獣保護管理担当係長
	病院経営本部経営企画部総務課経営企画係長
	産業労働局農林水産部食料安全室動物薬事衛生係長
	建設局公園緑地部計画課動物園担当係長
	建設局公園緑地部公園課都市公園係長
	港湾局臨海開発部海上公園課管理運営計画担当係長
	○福祉保健局健康安全部環境衛生課長（連絡会会长）
	福祉保健局健康安全部副参事・連絡調整担当
	福祉保健局健康安全部感染症対策課防疫係長
	福祉保健局健康安全部環境衛生課動物管理係長

(3) 東京都狂犬病対策現地本部等の設置

ア 東京都狂犬病対策現地本部の設置

動物愛護相談センターに東京都狂犬病対策現地本部（以下「現地本部」という。）を設置する。現地本部長は動物愛護相談センター所長とする。現地本部長は、把握した情報をもとに、狂犬病対応班の編成等規模に応じた初動調査等の体制について決定する。現地本部長は、現地本部の決定事項について連絡会へ報告する。狂犬病発生が特別区の場合は、センタ一本所に現地本部を編成し、多摩地域の場合には、多摩支所に現地本部を編成する。両地域にまたがる発生等の場合には、センタ一本所に現地本部を設置し、現地本部長が現地対応班の設置等について決定する。

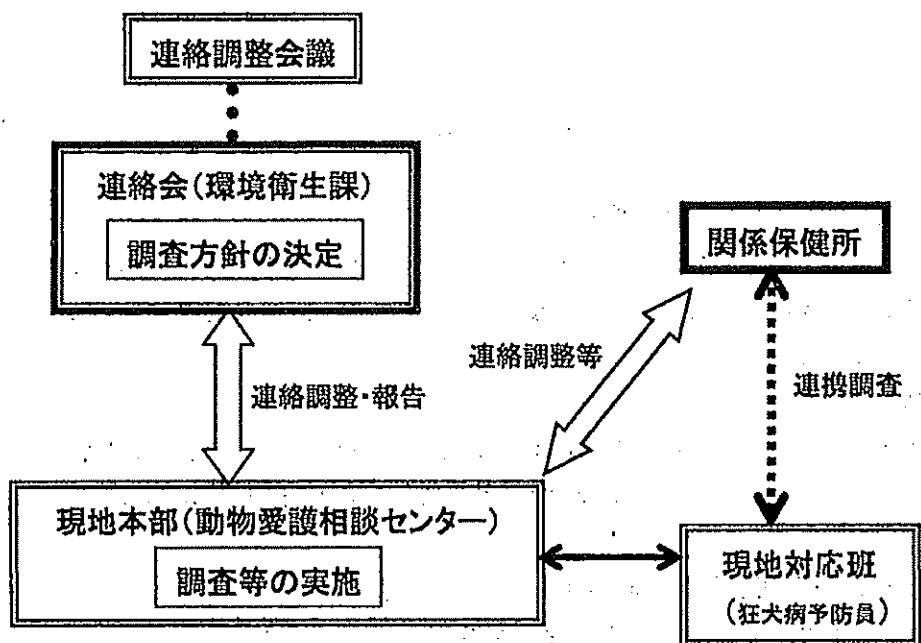
現地本部の構成	所長（本部長）、支所長、出張所長、庶務係長、両所指導監視係長、両所相談指導係長、飼養管理係長
---------	------------------------------------------------

イ 現地対応班の編成

現地本部長は現地対応班を編成する。現地対応班の編成数は発生規模等に応じて現地本部長が決定する。

現地対応班の構成	狂犬病予防員（2名）、技術員（2名）
----------	--------------------

2 役割分担



(1) 連絡調整会議

- ア 疑狂犬病に係る情報の収集及び提供に関する事項の検討
- イ 各局連携と対応の実施に関する事項の検討
- ウ 連絡会設置の検討
- エ その他

(2) 連絡会

- ア 関連情報の取りまとめ
- イ 遣棄動物の対応検討
- ウ 狂犬病まん延防止の検討（期間・範囲）
- エ マスコミ対応
- オ 現地本部設置の検討
- カ 現地本部への指示等、調査方針の決定
- キ 連絡調整会議への報告
- ク 他県、国等との連絡調整
- ケ 関係区市町村との連絡調整

(3) 現地本部等の対応

ア 現地本部

(ア) 現地対応班への指示

(イ) 関係保健所（発生地域を所轄する保健所）との連絡調整

(ウ) 対応状況の取りまとめ

(エ) 連絡会への報告

(オ) 現地でのマスコミ対応

イ 現地対応班

(ア) 当該動物の確認

狂犬病予防員は、直ちに、届出を受理した保健所と協働して狂犬病が疑われる当該動物の確認を行う。

(イ) 獣医師及び所有者からの聞き取り

狂犬病予防員は、狂犬病発生の確認のため、届出を受理した保健所と協働して獣医師及び動物の所有者から状況聴取を行う。聴取事項については、様式1-1を基本とし、必要に応じ様式1-2から1-4を用いる。

(ウ) 獣医師及び所有者への指示

狂犬病予防員は、獣医師及び所有者に対して次の指示を行う。また、当該動物と同居している、又は接触のあったことが明らかな動物についても、狂犬病の疑いがある動物として同様の指示を行う。

a 動物の保管・管理、隔離（他の動物との接觸の禁止）

動物病院又は所有者の自宅での保管が困難と判断した場合は、動物愛護相談センターに、隔離・保管する。この際、動物の保管依頼書（様式2）を所有者から徴収する。

b 殺害禁止

c 死亡した場合の死体の引渡し

保管中に死亡した場合は、直ちに動物愛護相談センターに連絡する。狂犬病の確定診断の必要があると認められた場合、死体の引渡しを行う。

d 所有者等が動物から咬傷を受けた場合は、医療機関での治療、暴露後ワクチン接種の指示を行う。

(エ) 限定した疫学調査の開始

現地対応班は所有者等からの状況聴取に基づき感染源、感染経路、他の狂犬病の疑いのある動物の有無等に関し発生地域の疫学調査を行う。所有者不明犬の場合は狂犬病潜伏症犬の捕獲・収容を行った場所の付近住民に対し状況等の聞き取り調査を実施する。調査は狂犬病の届出を受理した保健所と協働して実施する。

<調査内容>

- ・他に異常を示す動物の有無
- ・当該動物の徘徊時の状況
- ・人や他の動物に対する咬傷等の有無
- ・他の動物との接觸の有無 等

(オ) 動物の観察

狂犬病予防員は、狂犬病の疑いのある動物の状況を確実に把握する必要から保管中の動物の状況を適宜観察する。

(カ) 狂犬病感染の疑いがある動物に対する措置の選択

狂犬病予防員は、調査の結果、狂犬病の疑いがないことが明らかである場合を除き、「動物に対する措置の選択の基準」に基づき、観察の継続又は病勢鑑定のための致死処分の判断を行う。観察を継続する場合、観察期間は2週間以上とする。

狂犬病予防員は、致死処分を行う場合、所有者の了解を得て行うとともに、狂犬病予防法施行令第5条に準じて「処分前評価」を行っておくこと。

なお、野生鳥獣については経過観察後、狂犬病予防員が狂犬病の疑いがないと判断した場合、放棄等の適切な措置を講じる。

＜動物に対する措置の選択の基準＞

- 次のいずれかの事項が認められる場合には、致死処分を選択する。
- 狂犬病の疑いのある動物が人や動物を咬んだ場合
 - 狂犬病の疑いのある動物に麻痺性の発作が見られた場合
 - 所有者が致死処分に同意した場合

(4) 関係保健所

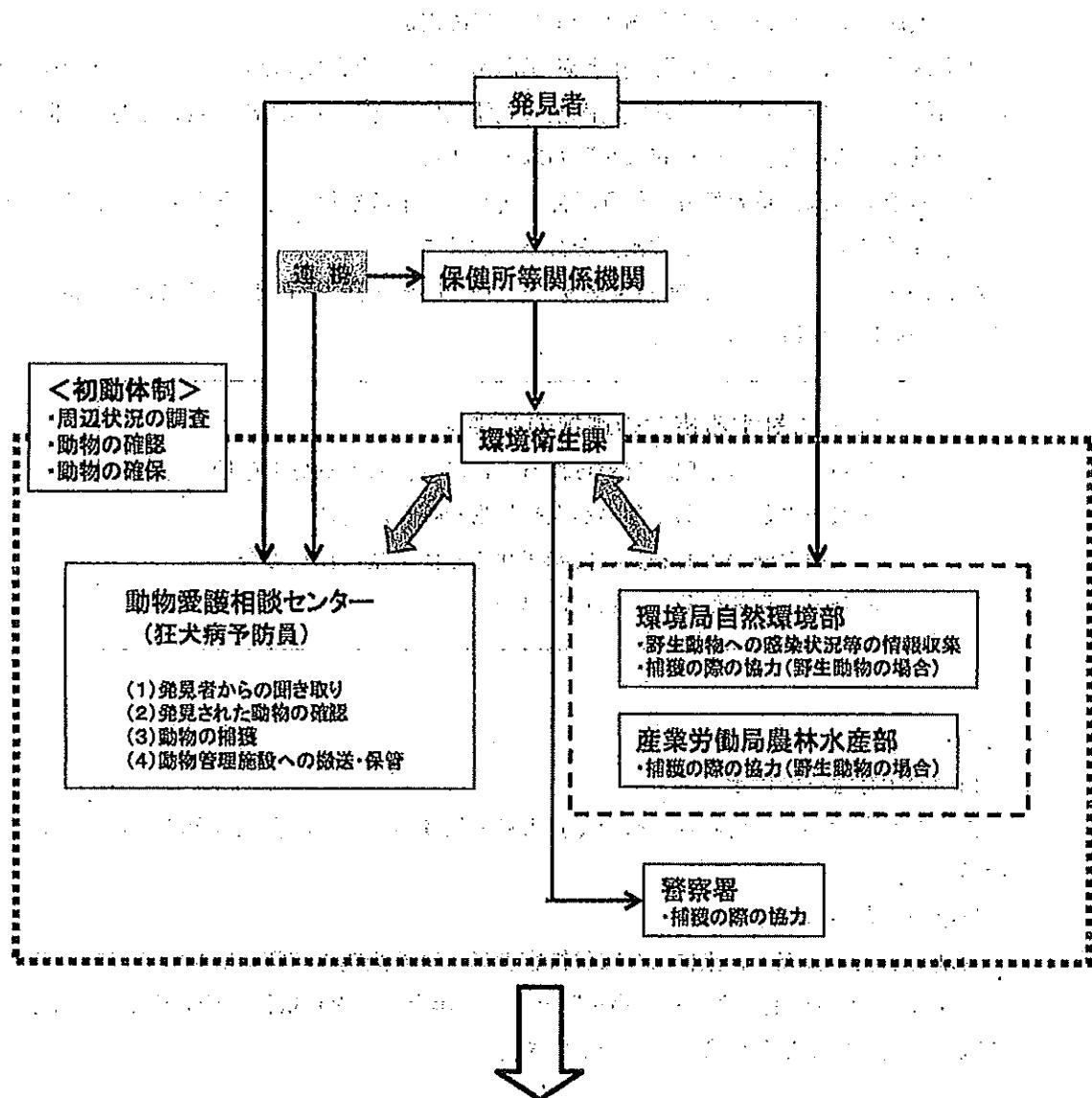
ア 動物の所有者への指示

動物の所有者から飼育動物について狂犬病の相談があった場合は、動物病院を受診するよう指示する。

イ 咬傷被害者への対応

現地対応班の調査の結果により咬傷被害者等・医療機関の調整対応を行う（感染リスクの確認）。咬傷事故の発生により狂犬病を疑うような場合は、医療機関を受診するよう伝え、「対応C 医療機関で発見した場合」に従い対応を行う。

**対応B 野外（野生動物・放浪動物）で発見した場合
(フローチャート)**



以下「対応A 動物病院・動物愛護相談センター・動物の所有者が発見した場合」
に基づき対応

※人に対する措置（当該保健所及び感染症対策課担当）

疫学調査の結果により咬傷被害者等が認められた場合医療機関の調整対応（感染リスクの確認）

〈対応日の詳細〉

1 発見者から保健所、動物愛護相談センター、環境局自然環境部等への連絡

2 初動体制の役割分担

(1) 福祉保健局環境衛生課

放浪動物及び野生動物が直ちに特定できず、捕獲が困難な場合は、

- ・関係区市町村への情報提供
- ・周辺住民に対する注意喚起の依頼
- ・飼養動物の繋留
- ・野外飼育の禁止
- の措置を検討する。

(2) 動物愛護相談センター

ア 発見された動物の状況調査

狂犬病予防員は、当該保健所と協働し、狂犬病の疑いのある動物の発見者からの聞き取り調査及び周辺住民の聞き取り調査を行う。聴取事項については、様式1-1を基本とし、必要に応じ様式1-2、1-3及び1-4を用いる。

イ 発見された動物の確認

(ア) 野生動物の場合

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」の対象動物、国設鳥獣保護区や「絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律」の対象種（絶滅危惧種）の場合は都の捕獲許可を得る。

(イ) 動物の捕獲

人命に危害を及ぼす場合は警察を主体とし、環境局自然環境部、産業労働局農林水産部と適宜調整して捕獲を検討する。

(ウ) 放浪動物（野生動物を除く）の場合

a 犬の場合

狂犬病予防員は、「狂犬病予防法第6条第1項」の規定により捕獲・収容する。

b 犬以外の動物の場合

放浪動物が「動物の愛護及び管理に関する法律第36条第1項」の規定による負傷動物に該当する場合で、発見者から通報があった場合は、同条第2項の規定に基づき収容する。

c その他の場合

「警察法第2条第1項」の規定により警察官の指示により捕獲・収容する。

エ 動物愛護相談センターへの搬送・保管

捕獲・収容した動物は動物愛護相談センターで保管を行う。

(3) 環境局自然環境部

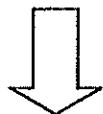
ア 野生動物への感染状況等に関する情報収集

イ 狩猟者に対する注意喚起（当該地域への立入禁止、当該地域で捕獲された野生鳥獣への注意）

- ウ 当該野生動物が「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」の対象動物の場合の捕獲許可
- エ 当該野生動物捕獲に関する協力（生息地域に関する情報提供等）

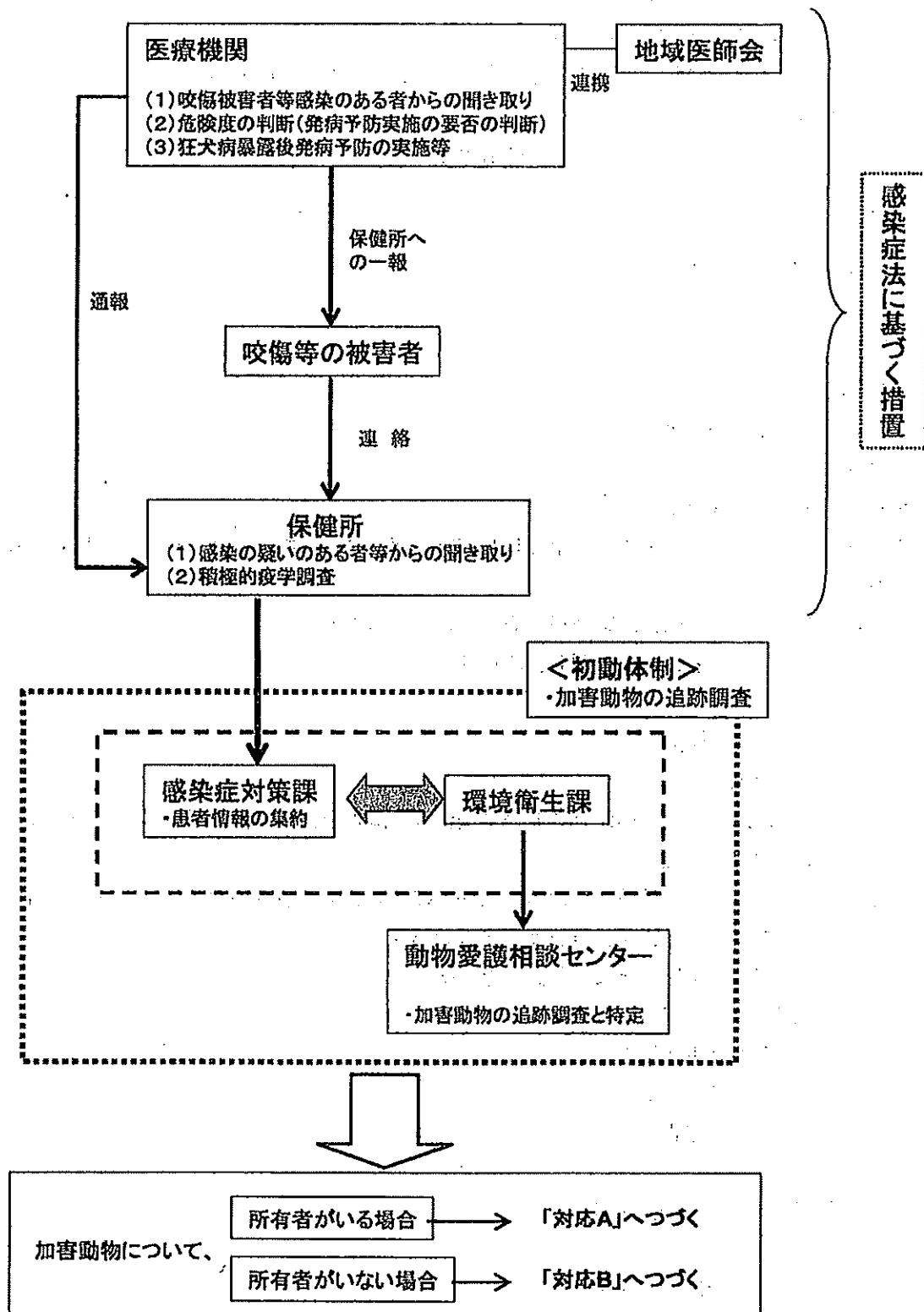
(4) 産業労働局農林水産部

- ア 周辺地域の家畜の感染の有無の確認
- イ 畜舎等への他動物の侵入防止指導
- ウ 当該野生動物捕獲に関する協力（生息地域に関する情報提供等）



以下「対応 A 獣医病院・動物愛護相談センター・動物の所有者が発見した場合」に従い対応

対応C 医療機関で発見した場合（狂犬病ウイルス感染の疑いのある者への対応）
 (フローチャート)



〈対応Cの詳細〉

1 医療機関における対応

(1) 狂犬病ウイルス感染を疑った場合

狂犬病ウイルス感染の疑いのある者を診察した医者は、当該保健所へ一報を入れる。

(2) 狂犬病と診断した場合

狂犬病と診断した場合、保健所に直ちに届出を行う。

〈医師からの届出項目〉

- ①患者氏名
- ②当該者の年齢、性別
- ③職業
- ④住所
- ⑤所在地
- ⑥感染症の名称及び当該者の症状
- ⑦診断方法
- ⑧初診年月日及び診断年月日
- ⑨病原体に感染したと推定される年月日及び感染症の患者にあっては発病したと推定される年月日
- ⑩病原体に感染した原因、感染経路、病原体に感染した地域
- ⑪届出（診断）医師名、医療機関名、所在地

2 保健所における対応

(1) 積極的疫学調査

感染症患者、無症状病原体保有者並びに関係者に調査を行う(他の感染症との鑑別)。

ア 患者発生状況の調査

感染症が発生している地域における、同様の症状の感染症患者の発生状況を確認する。

- ①患者調査：症状と経過、重篤度、患者の属性
- ②行動調査：感染原因となった動物との接触状況
- ③広域流行についての情報把握

イ 地域の患者の発生状況の把握

ウ 近隣市町村の発生状況の把握

(2) 感染症対策課への報告

3 感染症対策課における対応

(1) 保健所からの情報の集約

(2) 疫学調査及び防疫措置に対する助言

(3) 必要に応じて医師会との連絡調整

4 加害動物の追跡調査とその特定

保健所による聞き取り調査の結果、感染源が東京都内に存在する動物である可能性が強い場合は、次の対応を行う。

(1) 加害動物に所有者がいる場合

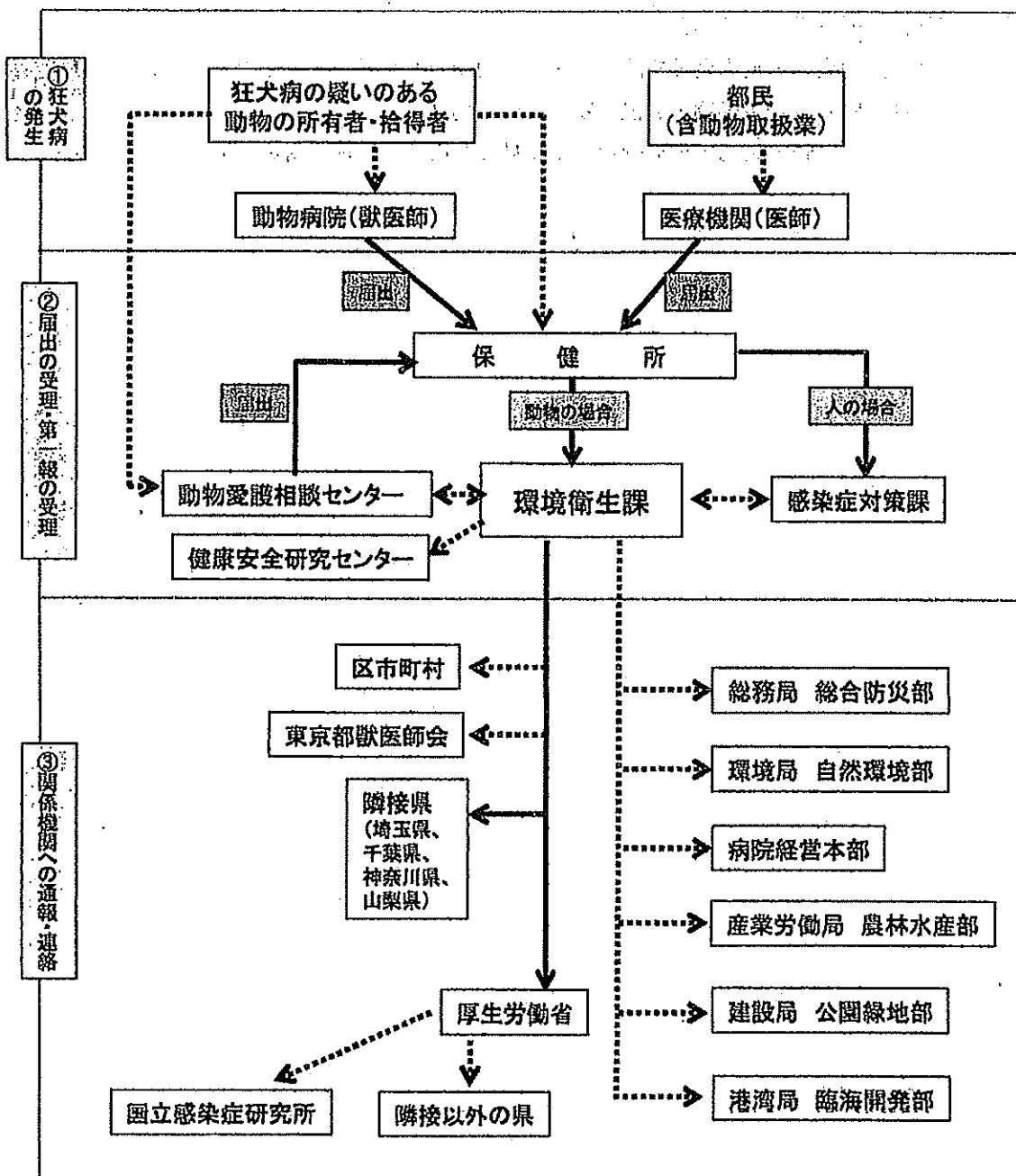
「対応 A 動物病院・動物愛護相談センター・動物の所有者が発見した場合」に従い対応

(2) 加害動物が野外（野生動物・放浪動物）にいる場合

「対応 B 野外（野生動物・放浪動物）で発見した場合」に従い対応

2 確定診断前における連絡体制

(フローチャート)



→ 法(狂犬病予防法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律)に基づく届出・報告

→ 都における情報のながれ

〈確定診断前における連絡体制の詳細〉

1 狂犬病の疑いのある動物が発見された場合

(1) 動物病院で発見した場合

狂犬病の疑いのある動物を診断した獣医師は狂犬病予防法に従い管轄保健所へ届出を行う。保健所長は届出があった場合は、直ちに東京都（環境衛生課）に報告する。

臨床診断を行った獣医師 → 保健所 → 環境衛生課

(2) 動物愛護相談センターで発見した場合

狂犬病を疑う犬が収容された旨、環境衛生課に第一報を入れる。

その後、所有者の有無に応じ（公示を行い所有者を探す）、又はイの対応を行う。

ア 所有者不明動物の場合

狂犬病の疑いがあると診断した狂犬病予防員は保健所に届出を行い、対応A、現地対応班の対応の（エ）から（カ）に従い対応する。

動物愛護相談センター → 環境衛生課

保健所

イ 所有者判明動物の場合

狂犬病予防員は所有者に対し、狂犬病の疑いがある旨を伝え、狂犬病感染の有無について獣医師の診断を受けるよう指示する。狂犬病の疑いがあると診断した獣医師は、狂犬病予防法に従い管轄保健所へ届出を行う。なお、動物の隔離場所については、動物愛護相談センターにおける隔離を指導する。

動物愛護相談センター →

臨床診断を行った獣医師 → 保健所 → 環境衛生課

(3) 放浪動物・野生動物で発見された場合

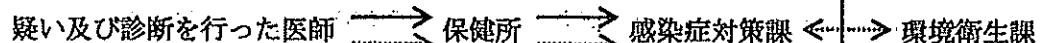
狂犬病を疑う放浪動物・野生動物がいると連絡を受けた環境局自然環境部、保健所、動物愛護相談センターは環境衛生課へ第一報を入れる。

→ 環境局自然環境部
発見者 → 保健所 → 環境衛生課
→ 動物愛護相談センター

2 狂犬病ウイルス感染の疑いのある人が発見された場合

狂犬病ウイルス感染の疑いのある者を診察した医師は、当該保健所へ一報を入れる。

その後、狂犬病と診断した場合、保健所に直ちに届出を行う。



3 関係機関への報告

(1) 東京都内関係機関への連絡

届出を受けた環境衛生課は、

- ・動物愛護相談センター
- ・局内関係部署（感染症対策課、保健所、健康安全研究センター）
- ・関係局（総務局、病院経営本部、環境局、産業労働局、建設局、港湾局）
- ・区市町村

に一報を入れる。

(2) 厚生労働省健康局結核感染症課への報告

保健所及び動物愛護相談センターから報告を受けた場合は、直ちに電話で厚生労働省健康局結核感染症課へ一報を入れる。また、狂犬病（疑似）発見報告書（様式3）を作成し、「発見者からの聞き取り調査票」を添付し送付、報告する。

(3) 隣接他県への通報

隣接他県（埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県）に対し、上記（2）と同様の通報等を行う。

(4) 東京都獣医師会への連絡

狂犬病の疑いのある動物が発見された旨を口頭により東京都獣医師会へ連絡する。

3 確定診断について

(1) 確定診断の依頼

現地本部は、確定診断を行う必要があると判断した場合は、連絡会に連絡する。連絡会は健康安全研究センターに対して狂犬病の確定診断の実施を依頼する。なお、国立感染症研究所においても平行して確定診断を実施する場合等、必要に応じて厚生労働省と調整を行う。

(2) 検体の送付

依頼後、直ちに現地本部は健康安全研究センターに検体を送付する。

・検体送付方法（動物愛護相談センター→健康安全研究センター）

狂犬病が疑われた動物は致死処分後、健康安全研究センターと連絡調整し、必要な検体を採取し、冷蔵状態（氷上もしくは4℃）で直ちに輸送する。また、致死処分時には頭部への障害を加えないように注意を払う。検体には検査依頼書及び「狂犬病（疑似）発見報告書」（様式3）を添付する。

(3) 確定診断結果の報告

ア 環境衛生課

健康安全研究センターからの結果報告に基づき、環境衛生課は厚生労働省結核感染症課、動物愛護相談センター、局内関係部署（感染症対策課、保健所、健康安全研究センター）、関係局（総務局、環境局、産業労働局、建設局、港湾局）、区市町村、隣接県、東京都獣医師会に第1報を入れる。

また、後日、書類による通知を行う。

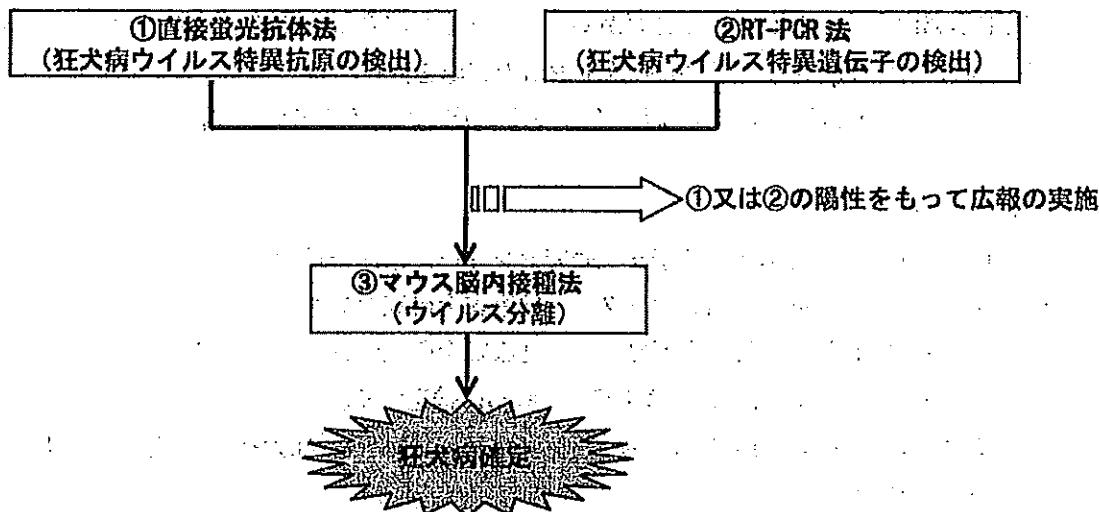
イ 動物愛護相談センター

環境衛生課からの通報に基づき、当該犬の所有者、獣医師等に口頭により通知する。

後日、書類による通知を行う。

4 広報について

(1) 疑狂犬病動物発生の広報実施について



動物における疑狂犬病発生の広報は、原則として健康安全研究センターにおいて狂犬病ウイルス特異抗原の検出又は特異遺伝子の検出が認められた場合に行う。

環境衛生課は特異抗原等が検出された場合は、狂犬病予防法第10条に基づく公示の手続きを行うと共に広報を実施する（公示内容については参考資料3参照のこと。）。広報内容については連絡会にて協議の上、決定する。

なお、渡航歴がない人から狂犬病が発生した場合等、連絡会において緊急を要すると判断した場合は、この限りではない。

(2) 相談窓口の設置

環境衛生課は広報に際し、あらかじめ、動物における疑狂犬病発生に関する相談窓口の設置について健康安全課へ依頼する。相談窓口は、狂犬病（疑いを含む）発生の公示日から1ヶ月間程度を目安に開設し、当面の間は24時間対応を行う。

(3) Q&A の作成及び配布について

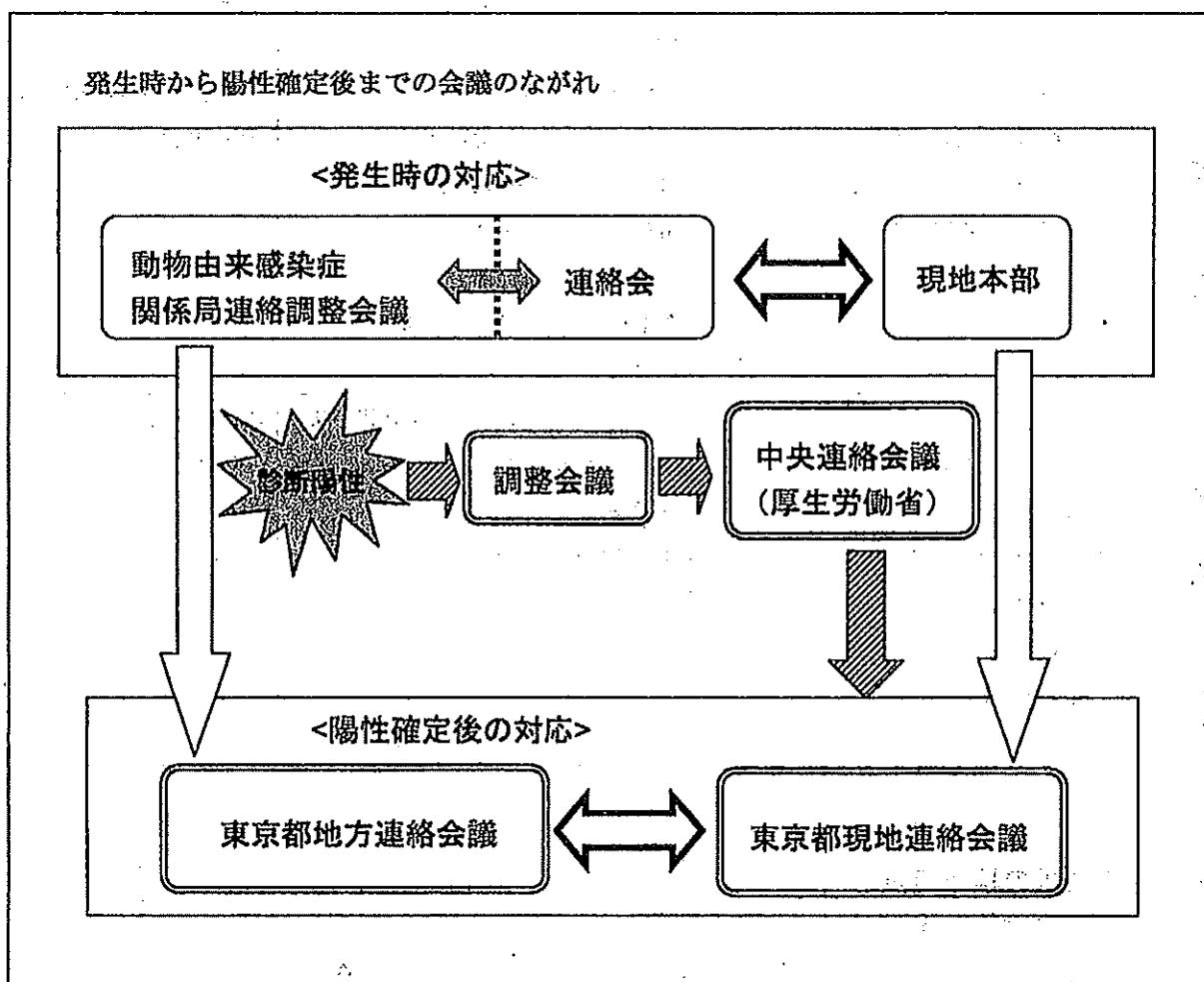
環境衛生課は参考資料4を参考にQ&Aを作成し、東京都狂犬病対策連絡会構成各局、区市町村及び動物愛護相談センターに配布する。あわせてホームページへの掲載を行い、広く都民へ周知する。

IV 確定診断により陽性と診断された場合の対応

〈調整会議の開催〉

確定診断により陽性と診断された場合、厚生労働省においては、厚生労働省結核感染症課、国立感染症研究所、東京都、農林水産省動物衛生課及び動物検疫所により、発生経緯等の事実確認と今後の対応方針に関する協議のため、調整会議が開催される。

調整会議の結果に応じ、国では中央連絡会議、東京都では地方及び現地連絡会議を設置する。



1 中央連絡会議の開催

国では発生経緯等の事実確認と今後の対応方針に関する協議のため、厚生労働省結核感染症課、国立感染症研究所、東京都（福祉保健局環境衛生課長）及び農林水産省動物衛生課を構成メンバーとする、中央連絡会議を開催する。

2 地方連絡会議の開催

中央連絡会議の設置に伴い、都は東京都地方連絡会議及び現地連絡会議を設置する。関係機関及び団体の召集範囲については、表1を参考に発生場所や講じる対策の内容に応じたものとする。

東京都地方連絡会議が設置された時点では、東京都動物由来感染症関係局連絡調整会議及び連絡会は東京都地方連絡会議に再編する。また、同様にして、現地本部は東京都現地連絡会議へ再編する。

表1 連絡会議事務局・関係機関等

連絡会議	事務局	関係部局	関係団体等
東京都地方連絡会議	<p><会長></p> <p>福祉保健局健康安全部長</p> <p><事務局></p> <p>福祉保健局環境衛生課長</p> <p>福祉保健局連絡調整担当副参事</p> <p>福祉保健局動物管理係長</p>	<p>①総務局総合防災部</p> <p>②環境局自然環境部</p> <p>③健康安全研究センター</p> <p>④病院経営本部経営企画部</p> <p>⑤産業労働局農林水産部</p> <p>⑥建設局公園緑地部</p> <p>⑦港湾局臨海開発部</p> <p>⑧福祉保健局保健安全部</p> <p>⑨審視庁</p>	<p>①東京都獣医師会</p> <p>②東京都医師会</p> <p>③東京都内動物関連団体</p> <p>④区市町村</p>
東京都現地連絡会議	<p><会長></p> <p>動物愛護相談センター所長</p> <p><事務局></p> <p>動物愛護相談センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談指導係長 ・飼養管理係長 ・指導監視係長 <p>発生場所の保健所長</p>	<p>①発生場所の区市町村狂犬病担当課 及び感染症担当課</p> <p>②警察署</p> <p>③家畜保健衛生所</p>	<p>①獣医師会支部</p> <p>②医師会支部</p>

3 連絡会議の検討事項

(1) 東京都地方連絡会議

ア 報道

報道機関に対し、狂犬病に感染している疑いのある動物を発見した状況、対応状況等について適切な発表を行う。内容についてはパニックが発生しないよう配慮する。

イ 犬の繋留命令等

狂犬病の発生後直ちに、狂犬病が発生した旨を公示し、区域及び期間を定めて口輪をかけること又は犬の繋留命令を発する。

ウ 現状把握・分析

現地連絡会議からの報告に基づき、適切な現状把握と分析に努める。

エ 中央連絡会議・隣接県等への報告

中央連絡会議に対し、収集した情報について随時報告する。

また、隣接県（埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県）及び区市町村に通報するとともに、感染がこれ以外の他県に及ぶおそれがある場合は、当該他県に対しても通報する。

オ 現地連絡会議へ疫学調査の指示

カ 法的措置実施についての中央連絡会議との協議・決定

狂犬病の蔓延が予想される場合は中央連絡会議と協議の上、次の法的措置の実施を決定する。

(ア) 集合施設の禁止、移動禁止・制限

(イ) 一斉検診

(ウ) 一斉ワクチン接種

(エ) 交通しや断

(オ) 繫留されていない犬の抑留・棄殺

キ 福祉保健局健康安全部での対応

(ア) 健康安全課

a. 広報に係る連絡調整

(イ) 薬務課

a. 医療品卸業者との連絡調整

b. 医薬品の確保及び供給体制の整備

c. 人体用及び動物用狂犬病ワクチンの確保

(厚生労働省及び農林水産省との調整を含む。)

(ウ) 環境衛生課

a. 東京都獣医師会、東京都内動物関連団体、区市町村との連絡調整

b. 動物に関する情報の集約

c. 東京都地方連絡会議の運営及び連絡調整

(エ) 感染症対策課

a. 医師会との連絡調整

b. 患者情報の集約

ク 關係部局の対応

(ア) 環境局自然環境部計画課

a. 獣猟者に対する注意喚起

b. 野生動物への感染状況等の情報収集

c. 野生動物捕獲に関する協力

(イ) 病院経営本部（都立病院への対応）

a. 医療機関との連絡調整

b. 患者の受入可能医療機関の把握、情報提供

c. 医療機関に対する診断・治療を支援するための情報提供

(ウ) 産業労働局農林水産部食料安全室

a. 畜産農家への注意喚起

(家畜保健衛生所、農業改良普及センター等による指導・啓発)

b. 家畜の感染状況の把握

c. 関係機関（農業振興事務所、農業改良センター、家畜保健衛生所）への情報提供及び収集

d. 狂犬病予防液の適正流通の確保

(協力：食料安全室 動物衛生係)

e. 野生動物捕獲への協力

(エ) 建設局公園緑地部

a. 動物園への動物の導入を控える

b. 公園利用者に対する注意喚起

c. ドッグランの対応（一時的な閉鎖等）

d. 公園内における犬の展示会などのイベント中止要請

(オ) 港湾局臨海開発部海上公園課

a. 公園利用者に対する注意喚起

b. 野犬・野良猫等の経過観察

c. ドッグランの対応（一時的な閉鎖等）

(カ) 警視庁

必要に応じ警視庁から発生地警察署への協力依頼を要請

a. 交通しや断が必要な場合の対応

b. 住民の混乱を避けるための対策

c. 野生動物の捕獲対策及び協力

(2) 東京都現地連絡会議

ア 現地での疫学調査

イ 東京都地方連絡会議への報告

調査結果、対応状況等について逐次東京都地方連絡会議へ報告する。

ウ 住民への啓発・指導

調査結果や連絡会議等との協議を踏まえ、区市町村と連携し、住民に対して適切な情報提供を行う。また、狂犬病の疑いのある動物を発見した場合、当該動物に接触しないよう指導を行うとともに、保健所への通報を周知・徹底する。

エ 感染した動物の隔離

次のような場合、狂犬病の蔓延防止のため、動物愛護相談センターで保管・隔離を行う。

(ア) 獣医師又は所有者から狂犬病の疑いのある動物発見の届出があった場合で、動物の保管依頼書を所有者から受理した場合

(イ) 所有者が判明しない狂犬病の疑いのある動物を捕獲・収容した場合

(ウ) 狂犬病の疑いのある野生動物を収容した場合

オ 法的措置の実施

東京都地方連絡会議が実施決定を行った「法的措置」のうち、次の措置を区市町村と連携し、実施する。

(ア) 犬の展示会等の集合施設の禁止

(イ) 一斉検診

(ウ) 一斉ワクチン接種

(エ) 交通しや断（各県・市に開設の畜産・農業試験場等は該施設での接觸を禁ずる旨の指示）

(オ) 繁殖されていない犬の捕獲・薬殺（各県・市に開設の畜産・農業試験場等は該施設での接觸を禁ずる旨の指示）

狂犬病の疑いのある動物と接觸した施設内にあるすべての物品等の移送・移動禁止

と施設の洗浄・消毒の指示

現地でのマスコミ対応

(猪群の屠殺・洗浄等) 3月20日付

V 事態の収束（連絡会議の解散）

立ち上げた、地方及び現地連絡会議を解散し、通常の体制に戻す場合にあっては、新しい被疑動物の発生が一定の期間ないこと等、事態が十分に沈静化したことを確認して行うものとする。また、連絡会議を解散するに際しては、狂犬病発生から終息までの経緯及びとられた対応についての分析、今後の対応等に関する報告書を作成し公表する。

また、狂犬病発生原因や感染が拡大した要因について必要な対策を講じ、再発防止に努める。

VI 平常時の対応（予防対策）

狂犬病の侵入防止、侵入した際の蔓延防止を図るために、関係機関との連携のもと、平常時より以下の対策を行うことが重要である。

1 福祉保健局健康安全部環境衛生課

- (1) 登録・狂犬病予防注射の徹底（犬の飼い主に対する普及啓発等）
- (2) 関係局との連携
- (3) 関係団体との協力体制整備
- (4) 獣医師への狂犬病に関する専門知識の普及・啓発

2 動物愛護相談センター

- (1) 職員の研修・訓練

狂犬病予防技術員の技術向上のための研修、捕獲模擬訓練の実施。また、人的手段による捕獲方法以外の捕獲（確保）方法等に関する検討・開発を早急に実施する。また、狂犬病予防員すべてが適切に疑動物の取扱い、病性鑑定等ができるようにするための研修を行う。

- (2) 職員へのワクチン接種

狂犬病の感染を予防するため、感染の危険がある作業に従事する者に対し、予防接種を実施するとともに安全装備の配備を行う。

- (3) 犬の飼い主に対する狂犬病予防注射の普及啓発
- (4) 犬の狂犬病ウイルス抗体保有調査

3 福祉保健局健康安全部感染症対策課

- (1) 海外旅行者への啓発
- (2) 医療従事者への知識の普及

4 病院経営本部経営企画部

- (1) 人への暴露前ワクチン接種

5 環境局自然環境部

- (1) 狩猟者に対する普及啓発

6 産業労働局農林水産部

- (1) 獣医師（会）に対する狂犬病予防対策指導への協力

7 建設局公園緑地部

- (1) 動物園での予防対策

ア 動物の導入時に衛生証明の確認

イ 密輸等で緊急保護されるものの経過観察

(2) 都立公園での予防対策

ア ドックラン利用登録時に狂犬病予防注射済を条件化

イ ノーリード禁止指導

8 港湾局臨海開発部

(1) ドックラン利用登録時に狂犬病予防注射済を条件化

(2) ノーリード禁止指導

(3) 野犬への注意喚起（看板設置等）

(様式等)
(様式1-1)

狂犬病疑い動物についての聞き取り調査票

調査年月日 年 月 日()

調査者氏名 _____

聞取者	住所		電話番号	
	氏名		所有者・診断獣医師・その他()	

対象	動物の種類	犬 その他の動物()	生体／死体	性別	♂ ♀		
	品種		毛色				
	呼び名		生年月日				
	特徴			飼育状況	屋内／屋外／放し飼い		
	(犬)登録年月日	年 月 日		(犬)登録番号			
	狂犬病ワクチンの接種	有／無	狂犬病ワクチンの接種時期				
	動物の所有者	氏名				電話番号	
	住所						
	動物の現所在地						
	発症日時	年 月 日()		発症場所			
症状等							
発症後の措置 死体の場合:死体の措置							
入手先	年月日						
	所在地						
	名称			電話番号			
他の動物との接触	有／無	海外渡航者・外国人との接触		有／無			
海外渡航歴	有／無	輸入動物であるか		はい／いいえ			
検疫	場所						
	期間						
	輸入証明書番号						
	一緒に輸入された動物の状況						
獣医師	氏名			電話番号			
	住所						
	診断・検査の日時	年 月 日()					
	診断の根拠						
野外での発見	発見場所						
	発見者氏名				電話番号		
	発見者住所						
	発見時の状況				捕獲	有／無	

○特記事項

--	--	--	--	--	--

(様式1-2)

咬傷事故等があった場合の聞き取り調査票(所有者・獣医師用)

調査年月日 年 月 日()

調査者氏名 _____

閲取者	住所	電話番号
	氏名	所有者・診断獣医師・その他()

事 故 に つ い て	事故発生日時	年 月 日()	被 害 者	有 / 無
	事故発生場所			
		被害の状況	咬傷 / 引っかき傷 / その他()	
	被 害 者	部位		
		氏 名	電話番号	
		住 所		
	動物への挑発の有無		有 / 無	
事故の概況				

※狂犬病の疑いのある動物については様式1-1で聞き取り調査を実施する。

(様式1-3)

咬傷事故等があった場合の聞き取り調査票(被害者用)

調査年月日 年 月 日()

調査者氏名 _____

被 害 者	住 所		電話番号	
	氏 名		動物の所有者・その他()	
	生年月日		年 齡	
	被害の部位			
	被害の程度			
	被害後の処置内容	傷口の洗浄(有 / 無)		

事 故 に つ い て	事故発生日時	年 月 日()		
	事故発生場所			
		動物への挑発の有無	有 / 無	
	事故の概況			

※狂犬病の疑いのある動物については様式1-1で聞き取り調査を実施する。

(様式1-4)

狂犬病疑い動物との接触のあった動物についての聞き取り調査票

調査年月日 年 月 日()

調査者氏名 _____

聞取者	住所		電話番号	
	氏名		接触動物の所有者・その他	()

狂犬病 疑い 動物 と接 触し た動 物	動物の種類	犬 その他の動物()	生体／死体	性別	♂ ♀	
	品種		毛色			
	呼び名		生年月日			
	特徴			飼育状況	屋内／屋外／放し飼い	
	(犬)登録年月日		年 月 日	(犬)登録番号		
	狂犬病ワクチンの接種		有／無	狂犬病ワクチンの接種時期		
	動物の 所有者	氏名				電話番号
	住 所					
		有／無				
	他の動物との接触	(有の場合、その詳細)				

接 触 の 概 況	場所				
	日 時	年 月 日()			
		咬傷の有無	有／無		
		咬傷の部位			
		接触後の様子の変化			
状況	他に接触した動物がいるか	有／無			

※狂犬病の疑いのある動物については様式1-1で聞き取り調査を実施する。

様式2

動物の保管依頼書

平成 年 月 日

動物愛護相談センター所長 殿

願届者 住所
氏名

次のとおり動物の保管をお願いします。

保管依頼理由		
動物の所在地		
動 物	種類	
	性別	
	年齢	
	毛色	
	名前	
	体格	
	特徴	
犬の場合	登録年月日・番号	
	予防注射年月日・番号	
備考		

様式 3

文 書 番 号
平成 年 月 日

狂犬病（疑似）発見報告書

厚生労働省健康局結核感染症課長殿

東京都福祉保健局健康安全部環境衛生課長

下記のとおり、狂犬病にかかった（疑いのある）動物（動物の死体）を発見しましたので報告します。

記

動物所有者住所・氏名・連絡先		
動物の発見場所・日時		
動物の現所在地		
動 物	種類	
	性別	
	年齢	
	品種	
	毛色	
	名前	
	体格	
	特徴	
犬の場合	登録年月日・番号	
	予防注射年月日・番号	
診断又は検査の日時、場所及び結果（症状）		
発病年月日		
発病後の措置又は死体の措置		
備考		

〈参考資料〉

参考資料 1

犬の狂犬病について

1 犬の狂犬病について

犬の狂犬病の経過は、「前駆期」「興奮期」「麻痺期」の3期に分けられる。

(1) 「前駆期」(一般に2~3日の経過をとる)

- ・性格の変化と行動の異常
(挙動不審、気まぐれ、過敏、疑い深い目つき)
- ・恐怖心による興奮と飼主に対する反抗、遠吠え
- ・異物を好んで刺激に応じて咬む
- ・被咬傷部位の搔痒
- ・早期の一過性発熱
- ・憂鬱
- ・倦怠
- ・瞳孔散大

(2) 「興奮期」(一般に1~7日の経過をとる)

- ・落ち着きがなくなり興奮状態となる(無目的な徘徊、頻繁に咬む傾向)
- ・異嗜
- ・喉頭筋組織の麻痺によるほえ声の特徴的变化
- ・光や音の突然刺激に対する過敏な反応
- ・流涎及び嚥下困難
- ・顔つきの陥悪化
- ・筋肉組織の痙攣
- ・角膜乾燥
- ・初回の痙攣発作中に死ななければ、麻痺段階に入る。

(3) 「麻痺期」(一般に2~3日の経過を取る): 犬ではこの症状が最も多い

- ・全身の麻痺症状による歩行不能(後駆麻痺)
- ・咀嚼筋の麻痺による下顎下垂と嚥下困難
- ・舌を垂らしながら流涎
- ・むせるような発生音
- ・昏睡状態となり死亡

2 猫の狂犬病について

犬よりも一般的に攻撃性がより認められる以外は、多くの兆候が犬と類似している。

3 狂犬病への感染リスク

狂犬病が疑われた動物

感 染

「潜伏期」 1週間から1年4ヶ月（平均1ヶ月）

*感染から発症するまでの数ヶ月間の潜伏期があり、この期間は咬傷を受けても発症はしない。

*発症の3日前より唾液中へウイルスが排出される。

発 症

「前駆期」 2日から3日の経過

「興奮期」 1日から7日の経過

「麻痺期」 2日から3日の経過

*感染リスクは症状ができる10日くらい前から死亡するまでの2週間程度である。

参考資料 2

疑似段階での動物の確保処理

疑いを持った段階で、臨床獣医師と行政（当該保健所、環境衛生課）の連携を図り、疫学調査等を実施するが、病原体の暴露リスクを軽減するため、リスクの程度により保管隔離体制を区分する。

感染リスクが低い場合	感染リスクが中等度以上の場合 保管することが出来ない場合
<p>動物の保管・管理・隔離</p> <ul style="list-style-type: none">・人や他の動物が容易に近づけない場所・施設外への移動禁止・他の動物との接触の禁止・異常の観察確認及び異常時の通報	<p>「動物の保管依頼書」</p> <p>動物愛護相談センターにて隔離・経過観察</p>

1 初期の段階で、感染が疑われるが、そのリスクが低い場合

獣医師と所有者の協議により

- (1) 動物病院で隔離観察
- (2) 所有者の自宅にて人や他の動物が容易に近づけない場所に隔離

所有者への指示

- ア 動物の保管・管理・隔離
 - ・他の動物との接触の禁止
 - ・施設外への移動禁止
 - ・異常の観察確認及び異常時の通報

イ 殺害禁止

ウ 死亡した場合の死体の引渡し

- ・保管中に死亡した場合には、直ちに保健所に連絡
(保健所は環境衛生課に連絡)

- ・確定診断の必要があると認める場合、死体の引渡し

- (3) 保管施設の確保ができない場合は、「動物の保管依頼書」を提出させ、動物愛護相談センターで隔離

2 疫学的に感染が疑われそのリスクが中等度以上の場合

臨床獣医師は行政（当該保健所）に連絡し隔離観察を行う。当該保健所は環境衛生課に一報を入れる。

※経過観察

- 1 状況調査及び疫学調査の結果、疑いがないことが明らかな場合を除き、「動物に対する措置の選択基準」に基づき観察の継続を行う。観察の継続は2週間以上とする。
- 2 接触・同居動物でワクチン等接種を行っていない動物は隔離観察の継続、ワクチンを行っているものは経過観察。

●東京都告示第〇〇〇〇号

狂犬病予防法（昭和二十五年八月二十六日法律第二百四十七号）第十条の規定に基づき、疑狂犬病の発生及びそれに係る命令について、次のとおり告示する。

平成二十年十二月〇日

東京都知事 石原慎太郎

- 一 疑似患畜の種類 大
- 二 発生頭数 一頭
- 三 発生場所 品川区八潮
- 四 発生年月日 平成二十年十二月十八日
- 五 疑狂犬病発生に係る命令 区域内の全ての犬に口輪をかけ、又はこれをけい留すること
- 六 命令の区域 品川区全域
- 七 命令の期間 平成二十年十二月〇日から三ヶ月間

狂犬病Q & A

<1. 狂犬病に関する質問>

質問		答
1	狂犬病の犬の糞尿や唾液などのにおいを嗅いだり舐めたりした犬は、感染しないか。	狂犬病は、感染又は発症している動物に咬まれるなど直接接触により感染します。狂犬病の犬の糞尿からの感染はありません。少数例ではありますが、皮膚の傷口や粘膜からウイルスが侵入したと考えられる感染の報告もあります。犬は狂犬病予防注射を毎年実施することで発症を防止できます。
2	犬が感染してから症状が出るまでにどのくらい時間がかかるのか。また、症状が出ていない犬と接触しても、大丈夫なのか。	潜伏期間は1週間から1年4ヶ月と不定で、平均1ヶ月といわれています。狂犬病ウイルスは唾液腺で増殖し、唾液中に大量のウイルスを排出します。ウイルスの唾液中への排泄は最も早くて発症の13日前、一般的には2~3日前から始まります。このため症状が出ていても狂犬病犬と接触した可能性のある犬の取扱いについては、十分注意が必要です。
3	狂犬病犬に咬まれた犬がいた場合、どうすればいいか。	狂犬病犬に咬まれた犬は隔離して、経過を観察することになります。速やかに獣医師に御相談ください。
4	うちの犬が感染しているかどうか調べたい。	生きているうちに犬が狂犬病に感染しているかどうかの検査はできません。狂犬病犬との接触の有無を調べ、感染の可能性がある場合は、速やかに獣医師に相談してください。
5	指定区域内の人は、予防注射をしなくてよいのか。	狂犬病犬に咬まれた等の接触がなければ、感染の可能性はありません。接触の可能性があれば、保健所へ連絡のうえ、医療機関で適切な治療を受けてください。
6	人から人へ感染するのか。	狂犬病感染者からの臓器移植による事例を除いて人から人の感染は報告されていません。
7	人が狂犬病に感染した場合、治療はできるのか。	感染した場合でも速やかに曝露後ワクチンを接種することにより発症を防ぐことは可能です。保健所へ連絡のうえ、医療機関で適切な処置を受けてください。
8	狂犬病犬を触っただけでも感染するのか。	狂犬病は感染動物の唾液が傷口等に接触することにより感染する可能性があります。感染の可能性がある場合は保健所へ連絡のうえ、医療機関で適切な処置を受けてください。
9	犬に咬まされたら、どうしたらいののか。	傷を石鹼と流水でよく洗い、医療機関を受診してください。また23区であれば保健所へ、市町村であれば動物愛護相談センターへ被害届を提出してください。咬んだ犬が放っていて飼い主が分からない場合は、速やかに動物愛護相談センターへ連絡してください。

10	飼い犬が人をかんでしまった。どうしたらしいのか。	まずは、ケガの手当てなど誠意をもって対応し、すぐに再発防止を図ってください。飼い主には咬んだ犬について狂犬病の有無を検診する義務があるため、23区であれば保健所へ市町村であれば動物愛護相談センターへ事故の発生について届け出してください。
11	人が感染しているかどうか調べることはできるか。	発症する前に感染の有無を調べる方法はありません。咬んだ動物の経過観察ができる場合、2週間以上その動物が狂犬病の症状を示さなければ、狂犬病に感染していません（Q2参照）。発症してしまうと特効的な治療法はありませんので、感染した疑いがある場合には、直ちに暴露後ワクチン接種を開始することをお勧めします。
12	狂犬病犬が徘徊した場所は、消毒しなくていいのか。	狂犬病は、感染又は発症している犬との直接接触で感染します。間接的な接触では感染しないと言われていますので、徘徊場所の消毒はありません。
13	曝露後ワクチン接種とは、どのようなものですか。	狂犬病に咬まれて感染した可能性がある場合に、発症を予防するため接種するワクチンのことをいいます。また、接種は出来るだけ早く開始する必要があります。暴露後ワクチンは、初回のワクチン接種日を0日として、3日、7日、14日、30日及び90日の計6回皮下に接種します。
14	子犬からは感染しないのか。	狂犬病犬に咬まれるなどの接觸があれば、子犬であっても狂犬病に感染しますし、人への感染源にもなります。また、犬の年齢が若いほど狂犬病の感受性が強いことも観察されています。そのため狂犬病予防法において91日齢以上の犬には登録・注射が義務づけられています。

<2. 法的措置実施について>

質問		答
1	どのような法的措置が実施されるのですか。	まず、区域(○○)及び期間(3ヶ月)を定めて狂犬病発生の公示及び犬のけい留命令の措置を実施します。その後、国と協議し、必要に応じて①犬の一斉検診又は臨時の予防注射、②犬の移動制限、③交通のしや断又は制限、④集合施設の禁止等の法的措置が実施されます。
2	どの段階で法的措置実施区域が安全といえるのか。	新たに動物での感染が相当期間ない場合及び区域内の飼い犬の狂犬病予防注射がすべて完了したことが確認できた場合などです。概ね数ヶ月程度と考えられますが、具体的には個々の状況で判断していくことになります。
3	犬以外の動物の狂犬病予防注射や捕獲は、しなくていいのか。	アジアでは人への感染源は犬が主となっています。このため日本では、その他の動物については注射や捕獲の義務づけがありません。なお、その他の動物への注射や捕獲の必要性については、国等と協議し、決定します。
4	自分の家の敷地内であれば、リードにつながずに飼ってもいいのか。	飼い犬が敷地外へ出ないように柵等で囲われていれば、構いません。柵等は犬が出られないようになっているかよく確認し、また、出入口(門等)からも逃げられないようになっているかよく確認してください。
5	自分の家の中であれば、放し飼いしてもいいのか。	飼い犬が家の中から外へ出ないように管理していただければ、構いません。窓や戸の開け閉めにより飼い犬が外へ出ることが無いように管理してください。
6	けい留命令が出ている(○○)では、犬は散歩してはいけないのか。	犬をきちんとリードでつなぎ、口輪をすれば散歩させても構いません。なお、鑑札・済表は必ず装着してください。
7	(○○)にある動物病院に通院している。犬を病院に連れて行つてもよいのか。	犬をきちんとリードでつなぎ口輪をする又はケージに入れて犬を動物病院へ連れて行けば、(○○)内動物病院へ通院するには構いません。
8	未登録、未注射の犬は、捕獲されてしまうのか。	けい留されていない犬が捕獲の対象となります。登録及び狂犬病予防注射は法律で定められています。早急に実施してください。
9	飼い犬に狂犬病予防注射を打ちたい。	お近くの動物病院へ御相談ください。なお、今年度注射を実施していれば、新たに接種する必要はありませんが、済票は必ず装着させてください。
10	近いうちに引越しをするが犬を連れて行けるか。	現時点では移動制限の措置はされていないので、犬を連れて行くことは可能です。引っ越し後は、居住地の自治体へ犬の住所変更届を提出してください。今後、(○○)の犬については、移動制限措置が行われる場合は、獣医師の診断書が必要になります。

<3. その他>

	質問	答
1	犬を処分したいがどうすればよいのか。	飼っている犬と狂犬病犬との接触がなければ、感染の可能性はありません(1-Q1参照)。最期まで飼うことは飼い主の責任です。
2	ねこに引っかかれたが大丈夫か。	現時点では、猫の狂犬病発生は確認されていません。その他の感染症の心配もありますので、念のため医療機関を受診してください。
3	平成〇年度末犬の登録頭数 (都内)	頭
4	平成〇年度末注射実施頭数 (都内)	頭
5	平成〇年度末犬の登録頭数 (発生市町村内)	頭
6	平成〇年度末注射実施頭数 (発生市町村内)	頭
7	犬の登録を受けていない犬がどのくらいいるか把握しているか。	正確な数字は把握していません。全国の犬の登録頭数は約660万頭ですが、ペットフード工業会の調査によると約1250万頭犬が飼養されているという結果が出ています(平成19年度調査結果)。都内においても無登録で飼われている犬は相当数いると考えられます。犬の登録と注射は飼い犬を守るためにだけではなく、人の命を守るために絶対に必要なことです。
8	海外ではコウモリから感染する例があると聞いているが、大丈夫か。	日本においてコウモリから狂犬病が人へ感染した事例はありません。また、現在、犬以外の動物での狂犬病の発生は確認されていません。
9	タヌキが庭に来るが大丈夫か。	現在、犬以外の動物での狂犬病の発生は確認されていません。しかし、野生動物は狂犬病以外にも様々な病原体を保有している可能性がありますので、むやみに触れるのは避けてください。

参考資料5

動物由来感染症関係局連絡調整会議設置要綱

制定 平成19年1月30日 18福保健衛第779号
改正 平成20年4月1日 20福保健衛第 号

第1 趣旨

動物由来感染症の発生に備えた防疫体制の充実と強化は、病気の発生を予防し、まん延を防止するばかりではなく、食品の安全・安心の確保並びにペット及び野生動物から人への感染予防に極めて重要である。

都内における動物由来感染症の発生を予防し、万一、都内でまん延が危惧される動物由来感染症が発生した場合に際し、その影響を最小限に食い止め、都民の不安を払拭するため、関係局間の協議機関として動物由来感染症関係局連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）を設置する。

第2 協議事項

連絡調整会議は、以下の各号に掲げる事項について協議する。

- 一 動物由来感染症に係る情報の収集及び提供に関する事項
- 二 動物由来感染症の発生予防に関する事項
- 三 動物由来感染症発生時における各局連携と対応の実施に関する事項
- 四 その他必要な事項

第3 構成等

- 1 連絡調整会議は、別表に掲げる職に当たる者をもって構成する。
- 2 連絡調整会議に会長を置き、福祉保健局健康安全部環境衛生課長をもってこれに充てる。
- 3 連絡調整会議は、会長が招集する。
- 4 会長が必要と認める場合は、前項に掲げる者以外の者を構成員として認める。

第4 部会

- 1 会長は、第2に規定する協議事項について必要があると認めるときは連絡調整会議に部会を置くことができる。
- 2 部会は、会長の指名する者をもって構成する。
- 3 部会に部会長を置き、福祉保健局健康安全部環境衛生課長をもってこれに充てる。
- 4 部会は、部会長が招集する。

第5 庶務

連絡調整会議等の庶務は、福祉保健局健康安全部環境衛生課において行う。

第6 その他の事項

この要綱に定めるもののほか、連絡調整会議の運営に関する必要な事項については、連絡調整会議において定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成18年12月8日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

別 表

総務局総合防災部副参事（情報統括担当）
環境局自然環境部計画課長
○福祉保健局健康安全部環境衛生課長
福祉保健局健康安全部感染症対策課長
福祉保健局健康安全部副参事（連絡調整担当）
福祉保健局健康安全部副参事（健康危機管理担当）
病院経営本部経営企画部経営戦略担当課長
産業労働局農林水産部食料安全室長
建設局公園緑地部計画課長
建設局公園緑地部公園課長
港湾局臨海開発部海上公園課長

○：会長

(事務局)

動物愛護相談センター所長
福祉保健局健康安全部環境衛生課動物管理係長
福祉保健局健康安全部健康安全課食品医薬品情報係長
健康安全研究センター企画管理部管理課計画調整係長
健康安全研究センター微生物部病原細菌研究科主任研究員（動物由来感染症担当）

参考資料 6

関係局連絡先

東京都動物由来感染症関係局連絡調整会議 (委員)	実務担当者 連絡先
○福祉保健局健康安全部環境衛生課長	福祉保健局健康安全部環境衛生課動物管理係 03-5320-4412 (34-231~233)
福祉保健局健康安全部副参事 (連絡調整担当)	動物愛護相談センター 03-3302-3567
	多摩支所 042-531-7435
	城南島出張所 03-3790-0861
福祉保健局健康安全部感染症対策課長	福祉保健局健康安全部感染症対策課防疫係 03-5320-4482 (34-321~324)
福祉保健局健康安全部副参事 (健康危機管理推進担当)	福祉保健局健康安全研究センター企画管理部 管理課計画調整係 03-3363-3231
福祉保健局健康安全部副参事 (微生物部) (病原細菌研究科(動物由来感染症担当))	福祉保健局健康安全研究センター微生物部 病原細菌研究科(動物由来感染症担当) 03-3363-3231
総務局総合防災部副参事 (情報統括担当)	25-106
環境局自然環境部計画課長	環境局自然環境部計画課鳥獣保護管理担当 03-5388-3505 (42-661~664)
病院経営本部経営企画部経営戦略担当課長	病院経営本部経営企画部総務課経営企画係 03-5320-5806 (50-121, 122)
産業労働局農林水産部食料安全室長	産業労働局農林水産部食料安全室動物薬事衛生係 03-5320-4845 (37-391~393)
建設局公園緑地部計画課長	建設局公園緑地部計画課動物園担当 03-5320-5374 (41-256)
建設局公園緑地部公園課長	建設局公園緑地部公園課都市公園係 03-5320-5377 (41-265, 266)
港湾局臨海開発部海上公園課長	港湾局臨海開発部海上公園課管理運営計画担当 03-5320-5579 (43-383)

狂犬病発生時対応マニュアル

編集・事務局：東京都福祉保健局健康安全部環境衛生課

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 〒163-8001

都庁第一本庁舎21階

電話 03-5320-1111（直通 03-5320-4412）

FAX 03-5388-1426

A. 適切な対策を講ずるための調査

■狂犬病と確定診断された犬への感染源に関する調査

日本国内において、『狂犬病対応ガイドライン 2001』等にもとづいて狂犬病と確定診断された犬が認められた場合、その拡大を防止するためにまず実施すべきは、その犬への感染源を特定することである。

1958年以降、日本国内において狂犬病の感染事例は発生しておらず、したがって、現在、日本は狂犬病に関して清淨であることは疑いがない。そのため、仮に国内で狂犬病に罹患した犬が認められた場合には、その由来は海外にあるといえる。

ただし、国内で最初に発見された狂犬病発症犬が海外において感染を受けたとは限らないことに留意する必要がある。第1発見の発症犬がその際の国内初発であるように考えがちであるが、狂犬病の拡大を確実に防止するためには、あらゆる可能性を考慮しなければならない。狂犬病と確定診断された犬は、国内において他の犬から感染を受けており、感染源の犬がどこかに存在している（ただし、すでに死亡しているであろう）可能性も想定すべきである。

また、確定診断された犬に狂犬病を感染させた犬が確認された場合、さらにその犬に狂犬病を感染させた犬が存在する可能性も考えなければならない。前述のように、現在、日本において狂犬病は存在していないため、その由来はすべて海外である。したがって、狂犬病罹患犬が認められた場合には、その感染源が海外にあることを特定できるまで、感染源を遡って調査していく必要がある。

そして、第1発見の発症犬が国内初発例ではない場合、すなわち、その犬が海外にて狂犬病の感染を受けたのではなく、その犬に狂犬病を感染させた犬

A. 適切な対策を講ずるための調査

が国内に存在していることが明らかになった場合には、第1発見の発症犬への感染源の犬、さらにはその犬への感染源の犬から、他の犬に狂犬病が感染し、発生が拡大している可能性も考慮しなければならない（図4）。

なお、犬における狂犬病の潜伏期間は0.5～2か月ほどであることが多く、発症して以降は、通常は10日以内に死亡し、発症後15日を超えて生存することはまれである。狂犬病の発症期間は前駆期、狂騒期、麻痺期の3期に分けられ、それぞれの期間は2～3日、1～7日、2～3日ほどである。したがって、狂犬病と確定診断された犬が認められた場合、その犬への感染源が国内に存在しているとしても、その犬は通常はすでに死亡していることを念頭において感染源調査を行わなければならない。

また、狂犬病罹患犬からのウイルスの排出は、発症の4日ほど前から始まることが多く、発症期間中には継続してウイルスが排出される。ただし、潜伏期間の後期にウイルスの排出が起こることはいえ、このときにはまだ発症してい

第一発見の発症犬が国内初発でなかった場合には、国内初発犬からさらなる感染犬を生じさせている可能性がある

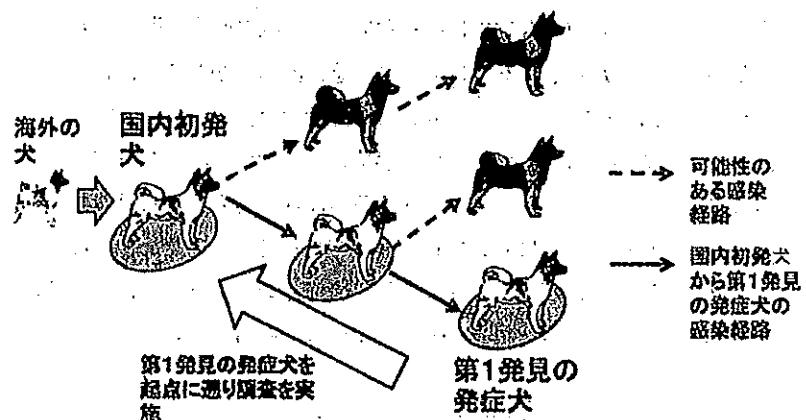


図4 感染源調査のイメージ①

A. 適切な対策を講ずるための調査

7

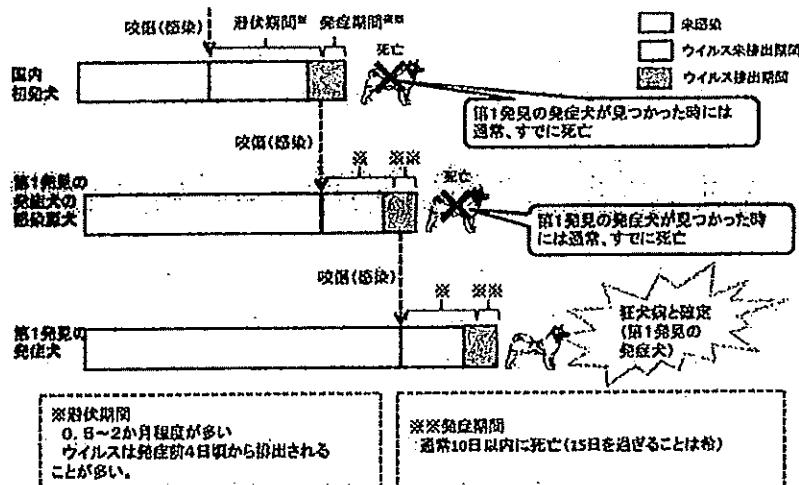


図5 感染源調査のイメージ②

ないために、犬が異常行動を示すことはなく、咬傷事故の発生はまれである。また、発症期間中にあっても、他の犬等に狂犬病を感染させる危険性が高いのは狂騒期であり、前駆期と麻痺期には咬傷による狂犬病感染拡大の危険性は低い（図5）。

狂犬病と確定診断された犬への感染源の調査に際しては上記の点に留意し、主に聞き取りの手法により以下の調査を実施する。

この際、聞き取り調査の対象は、狂犬病と診断された犬の所有者あるいは管理者および当該犬の診療を行った獣医師ならびにその他の取扱者とする。なお、狂犬病と診断された犬が放浪犬等であり、所有者あるいは管理者が特定できない場合には、その犬の目撃者等に対する聞き取りを試みるものとする。

聞き取り調査にあたっては、実際には、確定診断が下される前に疑いがある段階ですでに調査票（様式1）にもとづいて調査が実施されているため、それにより得た情報をふまえ、さらなる情報収集を行うこととする。この際の調査

票を様式 2 として示した。

次いで、これらの聞き取り調査結果について検討し、狂犬病対応の専門家等の有識者の意見も踏まえたうえで、狂犬病発症犬への感染源を明確にする。

■ II. 狂犬病発症犬等との接触動物および接触者の調査

日本国内において狂犬病と確定診断された犬が認められた場合、その犬への感染が海外で成立したのであれば、それが国内初発例である。しかし、国内に感染源がある場合には、それを遡り、国内初発例を究明することは先に述べたとおりである。

こうして、第 1 発見の発症犬と、場合によってはその犬への感染源となつた犬が特定された後は、さらなる感染の拡大を防止するために、それぞれの発症犬と接触した動物の特定を急がなければならない。

ここで、狂犬病発症犬との接触とは、ウイルスを含むと考えられる唾液や組織に直接的あるいは間接的に暴露されることとする。

＊

狂犬病発症犬と接触した動物を特定していくためには、主に聞き取り調査を行う。

この際、聞き取りの対象とするのは、狂犬病発症犬と接触した動物の所有者ないしは管理者と、こうした動物に関与した獣医師および取扱者とする。なお、放浪犬の場合など、所有者や管理者が特定できない場合には、目撃者への聞き取りを試みるべきである。

また、聞き取りは、調査票を用いて行うものとする。調査票の一例を様式 3 として示した。

*狂犬病発症犬とは、狂犬病発症犬や、それとの接触動物ならびに感染源の犬と接触した動物のこと

さらに、狂犬病が発生した地域の周辺の市町村が管理している犬の登録状況の資料（原簿）、狂犬病予防接種の状況の資料等を収集し、聞き取り調査の実施範囲等の決定に活用する。

聞き取り調査を実施していくにあたっては、狂犬病と確定診断された第1発見の発症犬と接触した可能性がある動物を検索するほか、第1発見の発症犬への感染源となった犬が存在する場合には、この感染源の犬を起点とする一連の接触動物を検索することを忘れてはならない（図6、7）。

*

上記の聞き取り調査にもとづき、狂犬病発症犬と接触した動物個体を特定し、接触動物のリストを作成する。

このとき、たとえ狂犬病発症犬とそれとの接触動物、ならびに感染源の犬を起点とする一連の接触動物を接触した動物（以下、“狂犬病発症犬等”という。）

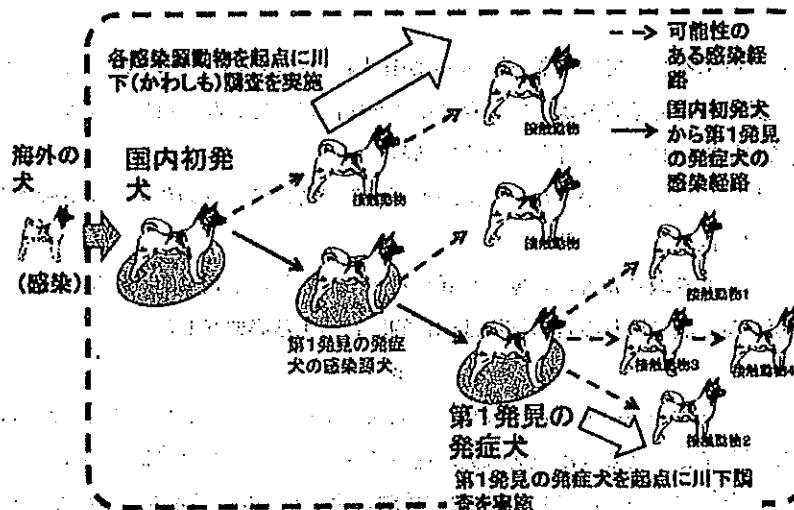


図6 接触動物調査のイメージ①

A. 適切な対策を講ずるための調査

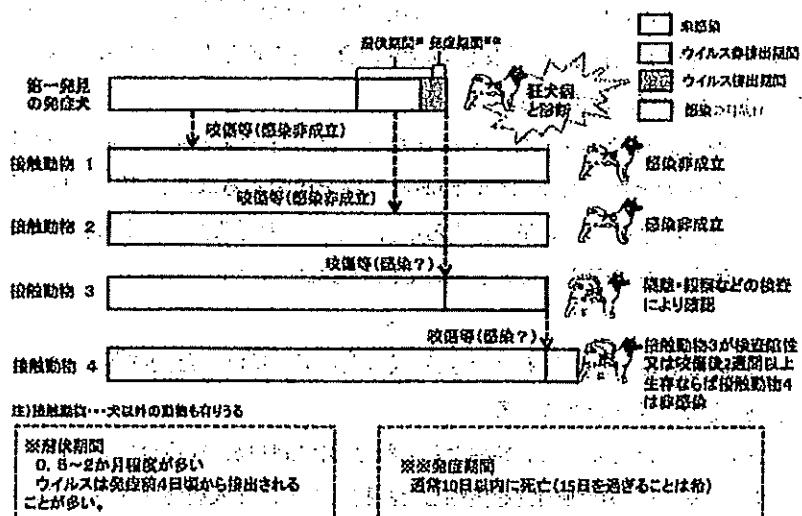


図7 接触動物調査のイメージ②

からの咬傷を受けていても、その時期が狂犬病ウイルス未排出の期間であれば、接触動物と考える必要はない。ウイルスが排出されていなければ、狂犬病ウイルスが伝播されることはないからである。

ただし、接触したか否かの判定が不可能な場合には、念のため、接触動物として取り扱うこととする。

なお、聞き取り調査の対象者が異なると、得られる情報に齟齬が生じる可能性がある。聞き取り調査の結果は総合的に判断する必要がある。

一方、狂犬病発症犬等と接触し、狂犬病ウイルスの感染を受けた疑いがある者に対しては、必要な治療を確実に提供できるようにしなければならない。

このためには、狂犬病発症犬等との接触者をすみやかに特定する必要がある。狂犬病発症犬等に接触したことが明らかな者および接触した可能性があると考

えられる者を対象とする聞き取り調査を行い、その結果にもとづき、対応が必要な接触者を特定する。この際の聞き取りには、調査票を活用する。調査票の一例を様式4として示した。

このとき、動物の調査および感染の疑いがある動物の経過観察の進展により、調査対象者が拡大または縮小する可能性があることに留意する必要がある。

また、接触者自身からの申告以外に、医療機関から報告を受けて判明する場合もあるので、医療機関からの情報提供を積極的に受け入れる体制を構築しておくことが肝要である。

さらに、感染源の調査および接触動物の調査に係る情報を踏まえ、感染症対策部局と連携して迅速に対応することも重要である。

聞き取り調査の結果、接触者を特定していくが、このとき、接触者と非接触者の選別は、たとえば以下のようにして行う。

- ・狂犬病発症犬等に咬まれた者は、接触者とする。
- ・擦過傷がある皮膚に狂犬病発症犬等の唾液が接触した者は、接触者とする。
- ・狂犬病発症犬等をなでた者、舐められた者は、原則として接触者とするが、個別に判断する必要がある。
- ・狂犬病発症犬等の隣に座った者は、非接触者である。

なお、判定が不能の者については、原則として接触者として扱うこととする(図8)。

■III. 対策を講じる地域の区分設定

狂犬病発症犬等の調査結果にもとづき、狂犬病の拡大防止のための種々の対策を実施する地域を設定する。

対策を講じる地域は、原則として日本国内の全域とするが、狂犬病発症犬が確認された地域を中心として4つの区分を設け、各々の区分において対策の強化の程度に軽重をもたせる。このとき、地域の単位は、市町村および都道府県

A. 適切な対策を講ずるための調査

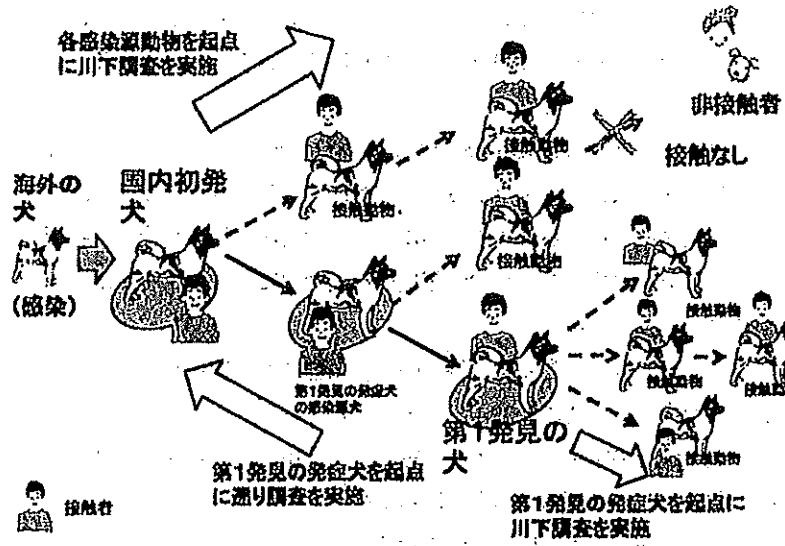


図8 発症犬との接觸者調査のイメージ

を基本とする。

対策を講じる地域の設定に関しては、犬の行動の特定等を考慮し、狂犬病発症犬が確認された地域からの半径距離数をもって設定するという考え方も成立するであろうが、犬の行動範囲は山河等の自然環境によって大きく変化することは明らかであり、半径距離数をもっての設定は一概には行えないと判断した。また、狂犬病発生時の対応は行政が中心となって行うため、市町村という行政単位によって対策を講じる地域を設定することは合理的であると考えたため、市町村および都道府県を単位とする地域設定を行った。

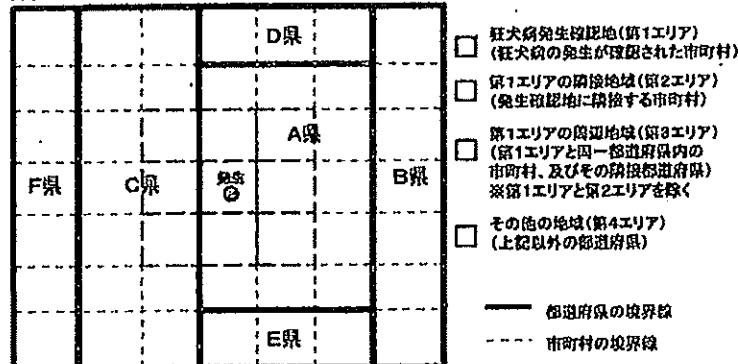
対象地域の4分類は、狂犬病発症犬の所在地にもとづいて、以下のとおりとする（図9）。

- ・狂犬病発生確認地（第1エリア）
- 狂犬病の発生が確認された市町村
- ・狂犬病発生確認地との隣接地（第2エリア）

A. 適切な対策を講ずるための調査

13

- ・狂犬病が発生した場合、対応は市町村単位に行うことが現実的な対応と考えられる。
- ・原則、発症犬が発見された市町村を中心以下の方を設定する。



(注)

- ・エリア設定後に行う調査により、エリアのレベルが上下することがある。
(例) 第3エリヤ→(現症により発症犬が存在したことが判明)→第1エリヤ
- ・地理的な条件等により、感染症の伝播が起こりにくいと考えられる場合は、事前協議により設定可能

図9 対策を講ずる地域

狂犬病発生確認地に隣接する市町村

- ・狂犬病発生確認地の周辺地域（第3エリヤ）

狂犬病発生確認地（第1エリヤ）とその隣接地域（第2エリヤ）

を除く同一都道府県内の市町村、およびその隣接都道府県

- ・その他の地域（第4エリヤ）

上記以外の都道府県

ただし、対象地域の設定は、地理的な条件等により感染症の伝播が起こりにくいと考えられる場合は、事前協議により上記と異なる設定とすることが可能である。

また、エリア設定後に行う調査により、エリアのレベルが上下することがある。たとえば、第3エリヤと設定されていても、その後の調査によって狂犬病発症犬が存在したことが判明した場合には、第1エリヤに変更される。

B. 調査結果にもとづく狂犬病発生の拡大防止のための措置

④ IV. 狂犬病発症犬との接触者への対応

狂犬病発症犬との接触者に対しては、以下のように対応する。

(1) 相談窓口の設置

各自治体は、狂犬病に関する相談の窓口を設置する。

相談窓口は、住民等からの求めに応じて狂犬病に関する知識を提供し、狂犬病発症犬等との接触者からの相談に応じるほか、咬傷事故発生の情報の収集にも寄与する。また、相談内容によっては、暴露後発症予防（PEP）の実施可能な医療機関を紹介する。

(2) 相談窓口以外の対応

狂犬病発症犬等との接触者への対応の経路としては、上記の相談窓口のほか、以下の3つが考えられる。

① 動物病院で狂犬病発症犬等との接触者を把握した場合

保健所に相談することを案内し、保健所にて必要に応じて暴露後発症予防（PEP）の実施可能な医療機関を紹介する。

② 狂犬病発症犬等との接触者が医療機関（暴露後発症予防（PEP）非対応）を受診した場合

必要に応じて暴露後発症予防（PEP）の実施可能な医療機関を紹介、または保健所に相談することを案内する。

③ 狂犬病発症犬等との接触者が医療機関（暴露後発症予防（PEP）実施可能）

を受診した場合

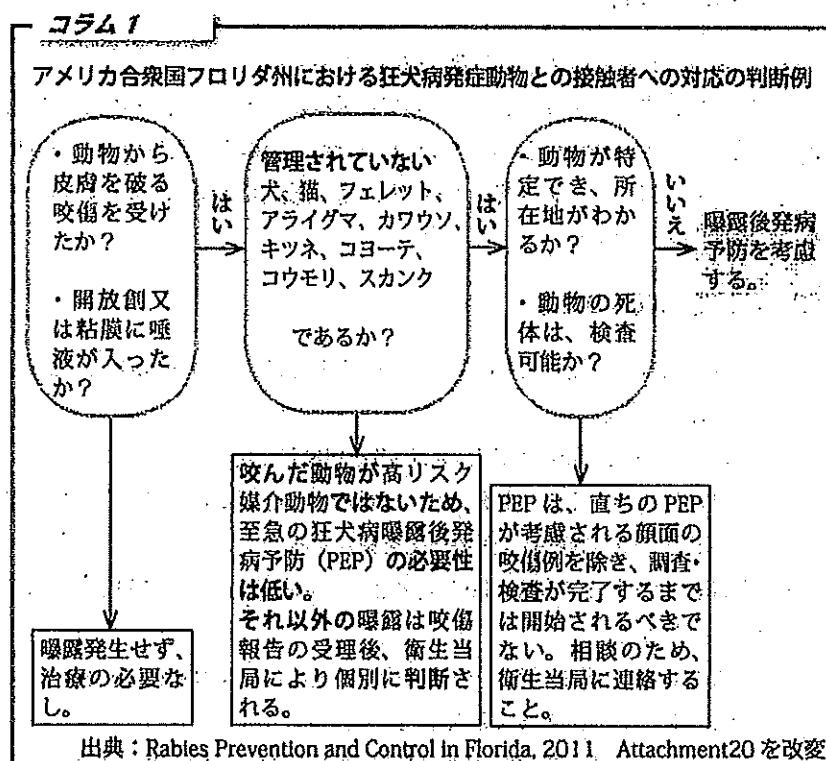
曝露後発症予防（PEP）の実施の必要性を判断し、必要に応じて実施する。

なお、医療機関は、曝露後発症予防（PEP）を施した者の情報を保健所に提供する。

（3）曝露後発症予防（PEP）の適用の判断

狂犬病発症犬等との接触者が狂犬病を発症する危険性は、接触の状況および受傷の有無等をふまえて判断する。

なお、各自治体は、曝露後発症予防（PEP）の実施可能な病院のリストを平素より作成しておく必要がある。



(4) 曝露後発症予防（PEP）適用者リストの作成

保健所は、曝露後発症予防（PEP）を適用した者のリストを作成し、対策の資料として保管する。

コラム2

京都市事例（平成18年）で用いた曝露後発症予防の説明資料 （『曝露後発症予防の要・不溶の判断例』）

- 曝露後発症予防を推奨する者
 - ・患者さんに咬まれた者
 - ・自身の傷口に患者さんの唾液等が付着した者
 - ・自身の粘膜（口、鼻、目、性器等）に患者さんの唾液等の体液が付着した者
 - ・診療等で患者さんの唾液等が眼球、口、鼻、手の傷口に付着した者
- 本人の希望のもと、念のために曝露後発症予防を推奨する者
 - ・患者さんにひっかかれた者（その部位に唾液等は付いていない）
- 曝露後発症予防の必要がないと考えられる者
 - ・患者さんの体に触れたが、唾液等の体液に触れていない者
 - ・患者さんとの会話や握手程度の接觸があった者
 - ・患者さんと一緒に食事で同じ鍋をつづいた者
 - ・患者さんと一緒に待合室などで同席した者

（出典）京都市における狂犬病患者確認事例で、病院関係者等に配布した注意喚起チラシ

(5) 狂犬病患者とその家族への対応

不幸にして狂犬病患者が確認された場合には、その患者は適切な医療機関に入院する必要がある。

しかしながら、狂犬病は、現状において、発症した場合の死亡率がほぼ100%であることから、患者および患者の家族に対して、狂犬病であるとの診断結果を告知する際には、精神面での援助を心がけることが重要である。

狂犬病患者とその家族への対応に関しては、「狂犬病対応ガイドライン2001」における記載も参考とする。

(6) 状況の把握

① 地域レベルでの情報共有

各地域内の関係諸機関（保健衛生担当部局、家畜衛生担当部局、環境担当部局、動物愛護担当部局、医師会、獣医師会、事業者団体等が考えられる）の間での情報の共有ならびに他の地域との情報の共有を図る。

② 地域住民の状況の把握

狂犬病発症犬への感染源、狂犬病発症犬との接触動物、狂犬病発症犬との接触者の調査から判明する「接触者」以外に、病院等を受診して判明する「接触者」を把握する。このためには、その地域の医師会への協力の依頼が必要であり、さらにまた、医療機関等には曝露後発症予防（PEP）を受けた者の情報提供を求める。

③ 狂犬病発症犬等への接触者に対する啓発

「接触者」に該当すると思われる者は、保健所へすみやかに連絡するよう周知する。これに合わせて、接触者の定義の周知が必要である。また、曝露後発症予防（PEP）対応病院のリストを配布する。

④ 国と地方の連携

国と地方自治体の担当部局の連携を密にする。

図 V. 狂犬病発症犬との接触動物への対応

狂犬病発症犬との接触動物に対しては、以下の対応を行う（図 10）。

(1) 感染および発症、媒介の危険性の評価

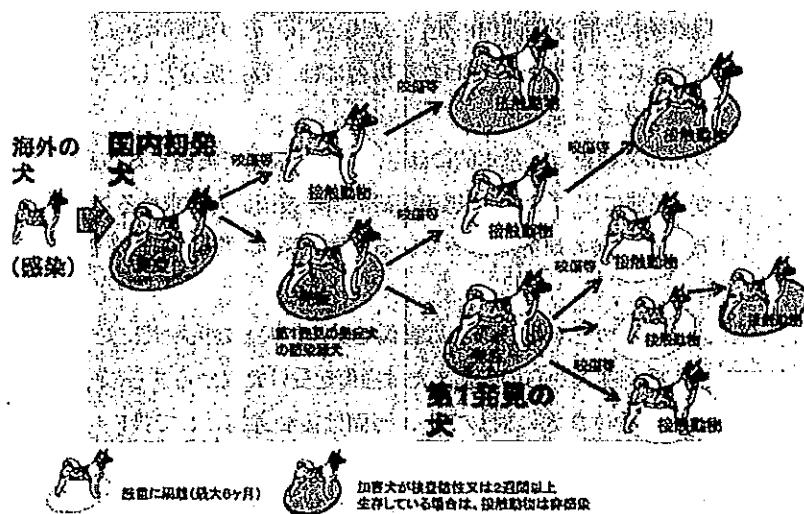
狂犬病発症犬との接觸の状況、狂犬病予防接種歴等をふまえて、当該動物が狂犬病ウイルスの感染を受けた可能性や発症する可能性、発症した場合に狂犬病を媒介する（あるいは媒介した）可能性を判断し、リスク評価を行う。

(2) 接触動物の管理

① 接触動物に対する処置とその隔離

狂犬病発症犬から咬傷または搔傷を受けた犬に対しては、狂犬病予防法第 9 条にもとづき、隔離措置を行うのが原則となる。

隔離にあたっては、すみやかに受傷犬の被咬傷部位の洗浄と消毒を



B. 調査結果にもとづく狂犬病発生の拡大防止のための措置

19

実施し、狂犬病ワクチンを接種したうえで、適切な隔離施設（保健所、動物管理センター等の公的な動物収容施設が考えられる）にただちに収容する。この際に使用する動物の保管依頼書の一例を様式5として示した。

現在、日本では狂犬病が発生していない現状に鑑み、たとえ1頭の犬における発生であっても、狂犬病の拡大防止には万全を期す必要がある。このことから、隔離施設については、狂犬病予防員による厳重な犬の監視が不可欠であり、そのためには公的機関の施設を用いるのが基本であろう。また、隔離期間については、慎重を期して、最長6か月間とすることが望ましい。

なお、隔離が不可能な状況（たとえば、飼い主が隔離措置を望まない場合など）にあっては、犬の致死処分も選択肢の1つとなる。

犬以外に、感染および媒介リスクのある動物が存在する場合には、それらについては、原則として致死処分とすることが望ましい。

② 隔離動物の観察

隔離動物が観察期間中に死亡した場合や、その状態等から狂犬病に罹患していることが強く疑われる場合には、致死処分とし、ウイルス検査を実施する（様式6）。

ウイルス検査は、基本的には各々の都道府県で実施することが望ましいが、必要に応じて、国立感染症研究所に技術協力を求めることがある。また、狂犬病の研究を行っている獣医学系大学等との連携も考えられる。

③ 狂犬病発症犬からの咬傷または搔傷を受けた犬との接触犬に対する対応

狂犬病発症犬からの咬傷または搔傷を受けた犬からさらに咬傷あるいは搔傷を受けた犬に対しても、当面は接触動物として扱い、上記の対応を行うこととする。

ただし、狂犬病発症犬からの咬傷または搔傷を受けた犬、すなわち、ここに述べる二次接觸犬への加害犬が検査の結果として陰性と判定さ

れるか、または狂犬病発症犬との接触から2週間以上にわたって生存している場合には、二次接触犬は非感染と判定する。

(3) その他

狂犬病が発生した場合には、狂犬病ワクチンの需要が高まることが想定されることから、動物の飼い主に対して必要以上のワクチン接種を求めるこのないように冷静な対応を呼びかける一方、接種が必要な犬に対しては、優先しての接種を円滑に実施できるように獣医師会等に依頼する。

また、獣医師会等に対しては、狂犬病に類似の症状を呈している犬がいた場合の情報の提供を依頼し、犬の飼い主には、狂犬病とその予防に関する知識を啓発する。さらに、狂犬病発症犬が認められた地域とそれに隣接する地域、すなわち第1エリアと第2エリアにあっては、そこに飼育されている動物および生息している動物の状況の把握に努める。

【狂犬病発症犬が認められた地域における猫への対応】

猫は狂犬病の流行を維持する動物とは考え難く、通常は犬における流行が発生した場合に狂犬病発症犬から感染するものと考えられることをふまえ、狂犬病発症犬が認められた地域における猫に対しては、必要に応じて以下の対応を行う。

(1) 住民等への情報提供

住民に対して、猫に関して以下の情報を提供する。

- ・屋内飼養を徹底すること
- ・屋内飼養以外の猫との接触を避けること
- ・狂犬病発症犬と接触した猫からの咬傷を受けた人、屋内飼養以外の猫からの咬傷を受けた人については、医療機関を受診すること

(2) 狂犬病が疑われる猫に関する情報収集等

狂犬病に罹患していることが疑われる猫の存在の有無について、あるいは存在していた場合の状況について、以下の情報収集等を行う。

- ・市町村等の協力のもと、狂犬病が疑われる神経症状を示す猫（死亡例を含む）の情報を収集すること
- ・狂犬病が疑われる神経症状を呈して死亡した猫に関しては、検査可能なものについては、狂犬病の確認のための検査を実施すること。なお、この際の検査については、基本的には各々の都道府県で実施することが望ましいが、必要に応じて、国立感染症研究所に技術協力を求めることがある。また、狂犬病の研究を行っている獣医学系大学等との連携も考えられる。
- ・狂犬病が疑われる神経症状を示す猫（死亡例を含む）と接触する際には、適切な感染防護措置をとること

(3) その他

狂犬病ワクチンの供給の逼迫が想定される場合は、発生地域の犬への接種を優先する。

【狂犬病発症犬が認められた地域における野生哺乳類への対応】

野生哺乳類は、人との接触はほとんどなく、人への感染源としての危険性は非常に低いが、狂犬病発生地域では必要に応じて以下の対応を行う。

(1) 住民等への情報提供

住民に対して、野生動物に関して、以下の情報を提供する。

- ・野生哺乳類との接触を避けること
- ・野生哺乳類に咬まれた場合は、医療機関を受診すること

(2) 狂犬病が疑われる野生哺乳類に関する情報収集等

狂犬病に罹患していることが疑われる野生動物の存在の有無について、あるいは存在していた場合の状況について、以下の情報収集等を行う。

- ・市町村等の協力のもと、住民（一般住民のほか、とくに獣友会会員、公園管理者等が考えられる）から情報を収集すること
- ・万一、感染源調査または接触動物調査において、野生哺乳類への感染の拡大が疑われる場合には、とくに注意を要する動物の種を選定し、対応にあたること。とくに注意する野生哺乳類としては、通常、狂犬病を維持する宿主として知られているもの（たとえば、アライグマ、キツネ等）とし、同定されたウイルスの遺伝子型を勘案して決定する。
- ・とくに注意を要する動物種として選定したものについては、野生動物関係部局からの情報を得て、死亡個体を入手または有害獣として駆除等した際に検体を採取して検査を実施すること。この際の検査については、基本的には各々の都道府県で実施することが望ましいが、必要に応じて、国立感染症研究所に技術協力を求めることがある。また、狂犬病の研究を行っている獣医学系大学等との連携も考えられる。
- ・狂犬病が疑われる神経症状を示す猫（死亡例を含む）と接触する際には、適切な感染防護措置をとること
- ・情報収集等を実施する対象地域については、調査の状況等を踏まえて設定すること

■ 第VI. 対策を講じる地域における対応

対策を講じる地域として設定した4段階の各エリアに関して、以下の対応を行う。

ただし、個々のエリアにおいて採用する措置は、その必要性を検討し、柔軟に実施する。とくに第2～4エリアにおいて、第1エリアの対応に準じて法令にもとづく措置を講ずる場合には、リスクの程度に応じた対応となるように

留意する。

(1) 第1エリア

第1エリアは、狂犬病発症犬が認められた地域である。

第1エリアと設定した地域にあっては、次に掲げる措置を行う。

- ・狂犬病発生の公示、犬のけい留等の命令
犬のけい留等の命令にあたっては、所有者のいない放浪犬の抑留を徹底するために必要な区域および期間を設定する。
- ・犬の移動制限、非けい留犬の抑留
犬の移動制限にあたっては、感染した犬の移動による感染拡大を防止するために必要な区域、期間、制限等の内容を設定する。これは、調査の進捗状況により、区域、期間、制限等を変更するなど、柔軟に対応する。感染源の犬の調査等により、個別対応とすることが適当と考えられる場合は、制限は不要である。また、実施する場合にも、対象とする区域や犬の範囲の限定等により、過大な制限とならないように留意する。

狂犬病予防法の規定(法第15条抜録)：犬又はその死体の当該都道府県内への移入または当該都道府県外への移出を禁止し、又は制限することができる。

- ・犬の抑留、登録、狂犬病ワクチン接種の徹底
- ・異常動物および咬傷動物に関する情報の保健所への報告の徹底
- ・サーベイランス調査の実施
- ・犬の集合施設(ペットショール、ドッグラン等が考えられる)の使用の禁止
狂犬病ウイルスに感染した犬により犬の集合施設内での感染拡大を防止するために必要な場合に適用する。したがって、狂犬病発症犬等が特定され、措置が講じられた場合や、その他、感染拡大の恐れのない場合にあっては、禁止措置は不要である。なお、禁止措置を実施する場合に、対象施設を限定することは可能である。

(参考) 狂犬病予防法第17条の逐条解説より、
一箇所に一時的に犬が集まるために、その相互間に病
毒が伝播されることを防ぐためであり、犬の展覧会、
共進会、品評会、協賛会等一時的な集合施設のみを対
象とし、犬商、犬訓練所等永続的なものは含まれないと解すべき。

- ・保健所あるいは自治体の相談窓口への接触者の届け出の呼びかけ
- ・咬傷事故を起こした犬（狂犬病発症犬等に関連がない犬を含む）の記録
および管理

また、調査等の進捗状況に応じて、とくに必要な場合には以下の措置も行う
ことができる。

- ・一斉検診、臨時の予防注射
狂犬病の高度のまん延が明らかとなり、飼育犬における感染防止を図
ることが困難と考えられる場合に適用する。
- ・交通の遮断・制限
狂犬病発症犬等の捕獲に際してとくに必要な場合に限り、警察の協力
を求めて実施する。
- ・非けい留犬に対する狂犬病予防法第18条の2にもとづく処置
これ以外の方法による効果的な対策が実施できない合理的な理由があ
る場合に検討する。

(2) 第2エリア

第2エリアは、狂犬病発生の拡大の防止のため、第1エリアの隣接地域と
して設定するものである。

調査の進捗状況等を踏まえつつ、第2エリアにおいて必要となる対応を柔
軟に実施する。

第2エリアは、清浄化確認のためのモニタリング調査の対象地域となりうる。

(3) 第3エリア

第3エリアは、調査の状況等に注意を払うため、第1エリアの周辺地域として設定するものである。

このエリアでの対応は、情報の収集および情報の提供が基本となると考えられるが、感染源、接触動物の調査によってはエリアの区分が変更される可能性があるため、必要な準備は進めておくべきである。

第3エリアは、清浄化を確認するためのモニタリング調査の対象地域となりうる。

(4) 第4エリア

第4エリアは、上記の第1～第3エリア以外の地域として設定するものである。

第3エリアと同じく、必要に応じて、情報の収集および市民への情報の提供が基本となる。

コラム3**都道府県が対策を講ずる際に市町村からの協力を求める事項****園犬に関する情報提供等****【発生疑い段階～】**

- ・狂犬病発生疑い地点周辺における犬の飼育状況（未登録犬、放浪犬、不適正な犬の飼育に係る苦情等の情報を含む）
- ・犬の登録台帳情報（接触動物への対応の判断のための資料として利用）

【発生確定後～】

- ・第1エリア内における犬の飼育状況
- ・犬の登録台帳情報
- ・狂犬病の発生予防・まん延防止のための措置等に関する協力

園地域住民に対するきめ細やかな情報提供および相談対応等**【発生確定後～】**

- ・公示・犬のけい留命令に関する住民周知（広報車などによる）
- ・現地連絡会議への参画
- ・地域住民への対応等の情報提供（教育委員会を通じた児童および生徒への情報提供を含む）
- ・相談窓口の設置

園猫および野生動物に関する情報提供等（必要に応じて実施）**【発生疑い段階～】**

- ・猫および野生動物の飼育状況、生息状況に関する情報
- ・死亡個体の処理情報、検体確保依頼

【発生確定後～】

- ・異常行動を示す個体および不審死をした個体等に関する情報
- ・死亡個体等の確保と保健所等へのその提供

C. 終息に向けての調査および措置

類IV. 清浄化までの対応

狂犬病発症犬が認められた場合、その犬からさらなる感染が成立していないか、詳細な調査が必要であり、こうした調査を通して清浄化が確認される。

したがって、狂犬病発症犬が認められて以降は、清浄化を確認できるまで、調査を継続しなければならない。

(1) 継続調査等

① モニタリング調査の強化

感染（感染の疑いを含む）動物、野生動物や野生化した動物、死亡動物などを対象として、モニタリング調査を強化する。

対象範囲は、個別の状況に応じて検討するものとする。

② 封じ込め対応の継続（犬の管理の強化、囲い込み）

放浪犬の抑留を徹底する。また、飼育犬に対しては、飼育の適正化を推進するとともに、狂犬用予防法にもとづく平素からの狂犬病ワクチンの接種を徹底し、観察を強化する。

③ 感染（感染の疑いを含む）動物および患者の届出の周知徹底

動物医療機関に対して狂犬病の感染（感染の疑いを含む）を発見した場合の届出の周知徹底を図り、医療機関に対しても狂犬病患者が発生した場合の迅速な届出を依頼する。

(2) 事業対応の終息

一定の期間（約 6か月間）、新たな感染動物および患者の発生がないことを確認のうえ、「終息」とし、対応のレベルを下げる。

(3) 国としての狂犬病清浄化の確認

狂犬病発生に関するモニタリング調査と不明死の動物の検査を継続し、上記の「終息」からさらに 1 年 6 か月間にわたって新たな感染動物と患者の発生がないことをもって「清浄化」を達成したとする。

参考 国際獣疫事務局（OIE）による陸生動物衛生規約（the Terrestrial Animal Health Code）（抜粋）

- ・過去 2 年間に人またはあらゆる動物種において、国内感染した狂犬病感染の確認例がない。
- ・過去 6 か月間に動物検疫所外で食肉目動物における輸入感染の確認例がない。
- ・有効な狂犬病監視システムが機能している。